

地球温暖化対策報告書作成ガイドライン

2026（令和8）年3月

東京都環境局

目 次

第1章 はじめに.....	1
1 本ガイドラインの目的.....	1
2 用語の定義.....	2
3 条例・規則・指針・各種ガイドライン等の体系.....	2
4 制度の設立と経緯.....	2
5 2025（令和7）年度からの制度改正.....	4
第2章 制度対象.....	5
1 事業者の範囲.....	5
(1) 基本的な考え方.....	5
(2) 連鎖化事業者の取扱い.....	5
2 報告書の提出が義務付けられる事業者（義務提出事業者）.....	6
(1) 提出義務の要件.....	6
(2) 提出義務の免除.....	7
3 中小規模事業所の範囲.....	8
(1) 基本的な考え方.....	8
(2) 例外的な考え方.....	9
第3章 報告書の作成.....	12
1 作成の概要.....	12
(1) 報告書の作成主体.....	12
(2) 事業者間の協力.....	12
(3) 報告書の構成等.....	12
(4) 報告書の提出.....	13
2 報告項目.....	14
(1) 事業者全体の取組状況に関する報告（事業者情報）.....	14
(2) 各事業所の取組状況の報告（事業所情報）.....	18
3 エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の算出方法.....	21
(1) 排出活動・削減活動の把握.....	21
(2) 算定対象となる排出活動と削減活動.....	22
(3) 燃料等使用量の把握.....	25
(4) 一次エネルギー使用量（原油換算使用量）の算定.....	25
(5) 二酸化炭素排出量の算定.....	27
(6) 再生可能エネルギー由来の証書の取扱い.....	29
4 本制度におけるエネルギー使用量等の取扱い.....	31
(1) 燃料等と水道等の使用に係る報告.....	31
(2) 燃料等の使用量の把握.....	31

5	2030年度の達成水準等について	33
(1)	概要	33
(2)	2030年度の達成水準（省エネ）	34
(3)	2030年度の達成水準（再エネ利用）	41
(4)	再生可能エネルギー電気割合の考え方	42
(5)	2030年度の達成水準と「先進的取組」	45
第4章	報告内容の公表	47
1	事業者による公表	47
(1)	公表の義務	47
(2)	公表項目	47
(3)	非公表にできる場合	47
(4)	公表期間	48
(5)	公表方法	48
2	知事による公表	48
(1)	知事による公表	48
(2)	公表項目	48
(3)	非公表にできる場合	48
(4)	公表方法	49
第5章	都による立入調査・指導・助言等	52
1	都による立入調査	52
2	都による指導・助言・勧告	52
(1)	都による指導・助言	52
(2)	都による勧告	52
第6章	用語定義集等	53

第1章 はじめに

1 本ガイドラインの目的

2008（平成20）年6月25日に、東京都議会において全会一致で都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）の改正が可決され、都内に「中小規模事業所」を設置する事業者を対象とした地球温暖化対策報告書制度（以下「本制度」という。）の導入が決定した。

本制度は、都内に「中小規模事業所」を設置する事業者が、その設置する事業所において前年度に使用したエネルギーの量や排出した二酸化炭素の量等を地球温暖化対策報告書（以下「報告書」という。）として取りまとめ、都に提出する制度である。

事業者は、報告書の作成を通じて、各事業所のエネルギー使用量等の現状把握を進めるとともに、現状に即した地球温暖化対策を継続的に実施している。

東京都（以下「都」という。）は、提出を受けた報告書について、事業者別及び事業所別の取組状況や積極的に取り組む事業者に対する評価結果等を公表しており、また、取組状況等を踏まえ、関係局連携のもと、温暖化対策の各種支援策を提供している。

都は、2021（令和3）年に、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減（2000年比）する2030年カーボンハーフを宣言し、東京都環境基本計画を改定する等、都の各制度の強化を進め、本制度についても、2023（令和5）年10月に、都議会において制度改正に関する条例改正が可決され、2025（令和7）年度からの制度改正が決定した。

本ガイドラインは、2025（令和7）年度以降、報告書を作成・提出する事業者に対して、制度改正の趣旨・目的をはじめ、具体的な制度内容等、報告書作成に必要な項目についての解説を示すことで、本制度の円滑な運用を図ることを目的とする。



図1-1 制度の仕組み

2 用語の定義

本ガイドラインにおいて、使用する用語は、条例及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）において使用する用語の例によるほか、「第 6 章 用語定義集等」を参照すること。

3 条例・規則・指針・各種ガイドライン等の体系

本制度は、条例をはじめ、次の体系に沿って規定される。

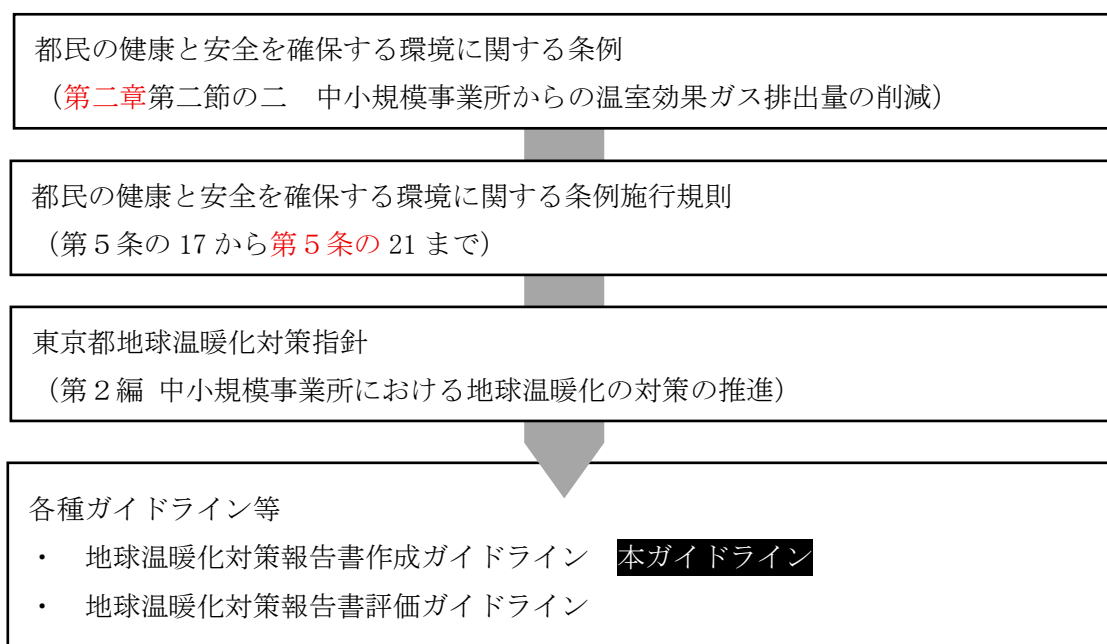


図 1-2 制度に関する条例等の体系図

4 制度の設立と経緯

都では、事業所等における地球温暖化対策の促進のため、事業所等をそのエネルギー使用量の大小に応じて「大規模事業所等」と「中小規模事業所」に分類し、それぞれ温暖化対策を促進するための制度を運営している（表 1-1 参照）。

本ガイドラインで解説する「地球温暖化対策報告書制度」は、そのうち「中小規模事業所」を対象とした温暖化対策を推進することを目的として、2010（平成 22）年の制度開始から、表 1-2 のとおり運用されている。

表 1-1 事業所の分類

	分類	要件
大規模事業所等 ※	指定地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）
	特定地球温暖化対策事業所	3 年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所（第 2 計画期間以降は、中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）
	指定相当地球温暖化対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち、中小企業等が二分の一以上所有するもの
中小規模事業所		上記以外の事業所

※ 大規模事業所等の概要については「特定温室効果ガス算定ガイドライン」を参照すること。

表 1-2 制度年表

年	月	概要						
2008（平成 20）	6	東京都議会において都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正が可決され、地球温暖化対策報告書制度の導入決定						
2010（平成 22）	4	中小規模事業所に対する地球温暖化対策報告書制度を開始						
2012（平成 24）	6	自己評価指標（低炭素ベンチマーク）の公表						
2014（平成 26）	6	カーボンレポートの提供開始						
2016（平成 28）	11	省エネ診断ツールの提供開始						
2019（平成 31）	3	優良な事業者を評価する仕組みの導入及び再エネ利用に関する報告事項の追加						
	12	「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、2050 年に都内排出実質ゼロを実現し世界の脱炭素化への貢献することを宣言						
2021（令和 3）	1	「ゼロエミッション東京」の実現に向けた 2030 年までの行動指針として、2030 年までに都内温室効果ガス排出量を 50%削減（2000 年比）すること（2030 年カーボンハーフ）を表明						
2022（令和 4）	8	東京都環境審議会において制度強化の方向性について答申						
	10	東京都環境基本計画 2022 を公表 <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">都内温室効果ガス排出量(2000 年比)</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">50% 削減</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">都内エネルギー使用量 産業・業務部門(2000 年比)</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">2030 カーボンハーフ 35% 程度削減</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">再生可能エネルギーによる電気使用割合</td> <td style="text-align: right; padding: 5px;">50% 程度</td> </tr> </table> </div>	都内温室効果ガス排出量(2000 年比)	50% 削減	都内エネルギー使用量 産業・業務部門(2000 年比)	2030 カーボンハーフ 35% 程度削減	再生可能エネルギーによる電気使用割合	50% 程度
都内温室効果ガス排出量(2000 年比)	50% 削減							
都内エネルギー使用量 産業・業務部門(2000 年比)	2030 カーボンハーフ 35% 程度削減							
再生可能エネルギーによる電気使用割合	50% 程度							
2023（令和 5）	8	専門家会議及びパブリックコメントを経て、制度強化の概要を公表						
	10	東京都議会において条例改正を可決、本制度の強化が決定						

5 2025（令和7）年度からの制度改正

2025（令和7）年度から、都が示す「2030年度の達成水準」を踏まえ、事業者が自ら、2030（令和12）年度に向けた、エネルギーの効率的利用（以下「省エネ」という。）や再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の利用拡大（以下「再エネ利用」という。）の目標・計画を策定し、毎年度、その達成状況を報告することにより、2030年カーボンハーフに向けた着実な取組を促進する。

2025（令和7）年度以降、新規又は拡充となる主な改正事項は、次のとおりである。

- 都が「2030年度の達成水準」（省エネ・再エネ利用）を提示【新規】
- 2030年度の達成水準を踏まえ、事業者が自ら省エネ・再エネ利用の目標・計画を策定し、毎年度、その達成状況を報告【新規】
- 都による公表内容の拡充により、積極的に取り組む事業者を後押し【拡充】
- 2030年度の達成水準に早期に到達した事業者を優良事業者として評価・公表【新規】
- 都が、各年度の全体実績等を第三者にも分かりやすく利便性に配慮して情報提供【拡充】

第2章 制度対象

本制度は、都内に中小規模事業所を設置する全ての事業者を対象とする。

対象となる事業者には、条例により報告書の提出を義務付けられた「義務提出事業者」（地球温暖化対策事業者）と任意で報告書を提出する「任意提出事業者」の2種類の提出区分が存在する。本ガイドラインでは、これら事業者をあわせて「事業者」とする。

1 事業者の範囲

(1) 基本的な考え方

本制度においては、都内に中小規模事業所（以下「事業所」という。）を「設置」している事業者が報告書の作成主体となる。

「設置」とは、事業所を「所有」又は「使用」することである。

「所有」には、複数の者が共有により事業所を所有している場合を含む。

「使用」には、賃貸借契約により使用の権原を有する場合（第三者に転貸している場合も含む。）のほか、委託契約等の契約により使用を認められている場合及び契約によらず、事実上、当該事業所等を使用している場合を含む（中小規模事業所については、「第2章 0 3 中小規模事業所の範囲」を参照）。

また、信託物件については、事業所の所有者（登記簿上の所有者）及び使用者が報告書の作成主体となる。

なお、「連鎖化事業」を行う者（本部）は、その加盟者が設置している連鎖化事業に係る事業所（加盟店）についても、自己が設置する事業所と同様に報告書の作成主体となる。

事業所を「所有」又は「使用」する事業者は、法人格の有無や営利・非営利を問わない。

行政機関においては、国の省庁や、地方自治体における公営企業管理者や教育委員会等、法令により独立した権限を有する場合は、各々が報告書の作成主体となる。

(2) 連鎖化事業者の取扱い

連鎖化事業者とは、定型的な約款に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業のことを指す。

フランチャイズ事業の本部であって、なおかつ次の①②両方に該当する場合には、条例上の連鎖化事業者該当し、直営店だけでなく加盟店についても、連鎖化事業者が都内に設置する事業所とみなされる。

- ① 加盟店から燃料等の使用の状況に関する報告を受けることができる。
- ② 約款等に加盟者が用いる機器に次の定めがあること。
 - ・ 空気調和設備の機種、性能又は使用方法
 - ・ 冷凍機器又は冷蔵機器の機種、性能又は使用方法
 - ・ 照明器具の機種、性能又は使用方法
 - ・ 調理用機器又は加熱用機器の機種、性能又は使用方法

2 報告書の提出が義務付けられる事業者（義務提出事業者）

(1) 提出義務の要件

同一事業者が都内に設置する複数の事業所の原油換算エネルギー使用量を合算したとき年間 3,000kL 以上となる場合には、条例により報告書の提出が義務付けられる。








ただし、提出義務の有無を判定するエネルギー使用量の合算においては、原油換算エネルギー使用量が年間 30kL 以上 1,500kL 未満の都内事業所のみを対象とする。

義務提出事業者は、その都内に設置する年間原油換算エネルギー使用量が 30kL 以上 1,500kL 未満の事業所について、報告書を作成し、都に提出しなければならない

報告書の提出義務は、義務提出事業者が都内に設置する複数の事業所を合算した原油換算エネルギー使用量が年間 3,000kL を下回った場合に、当該実績年度¹の報告書を都に提出し、都から義務要件についての非該当通知書を受け取るまで継続する。

なお、義務提出事業者に該当しない全ての事業者は、任意提出事業者として、義務提出事業者と同様の内容で、報告書を作成・提出することができる。

〇〇事業者（義務提出事業者）都内設置事業所一覧

							
事業所名称	A	B	C	D	E	F	G
エネルギー使用量(KL/年)	15	28	350	500	800	1,400	1,500

30kL未満	30以上1,500kL未満	1,500KL以上
合算に含めない 事業所の設置数に関わらず、 いかなる場合でも、報告は任意	合算に含める 合算して3,000kL以上になる場合、 これらの事業所の報告の義務	合算に含めない 大規模事業所にあたるため、 本制度の対象外

図 2 - 1 提出区分の判定における原油換算エネルギー使用量算定の例

¹ 実績年度：報告書に記入する実績の属する年度（通常、提出年度の前年度）

なお、報告書の作成及び提出の義務がある事業所（以下「義務提出事業所」という。）は、義務提出事業者が都内に設置した事業所で、なおかつ年間の原油換算エネルギー使用量が 30kL 以上の中小規模事業所のみである。

したがって、義務提出事業者が設置する事業所であっても、年間の原油換算エネルギー使用量が 30kL 未満の事業所の報告は、提出事業者の任意による。

表 2-1 事業所のエネルギー使用量と報告義務

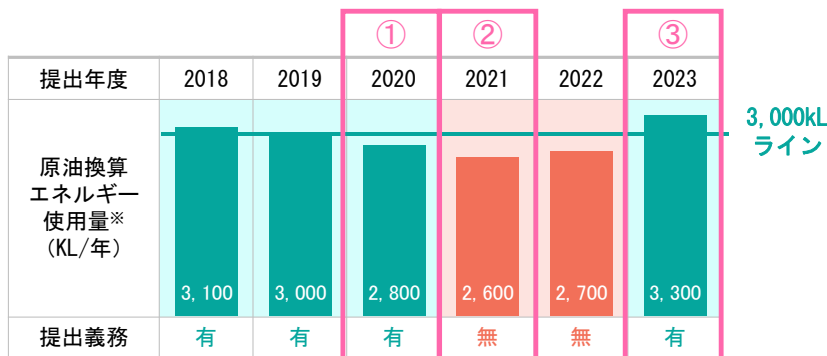
事業所の 年間原油換算 エネルギー使用量	提出者の区分	
	義務提出事業者	任意提出事業者
30kL 未満	報告義務なし	報告義務なし
30kL 以上 1,500kL 未満	報告義務あり	報告義務なし

(2) 提出義務の免除

都は、義務提出事業者が、その提出する報告書によって、当該事業者が都内に設置する義務提出事業所における前年度の原油換算エネルギー使用量の合計が年間 3,000kL を下回ったことを確認したときには、「地球温暖化対策報告書提出義務要件非該当確認通知書」を当該事業者に送付する。

同通知を受領した事業者は、その翌年度からの報告書の提出を免れる。再び義務提出の要件を満たした場合には、再び提出義務が生じる。

- ① 提出年度の報告書において、原油換算エネルギー使用量が 3,000kL 未満になった場合でも、前年度に義務提出事業者であった場合には、引き続き提出義務が生じる。
報告書の提出により、原油換算エネルギー使用量が 3,000kL 未満であることが確認された後、都から事業者に対して義務非該当通知が送付される。
- ② 義務非該当通知の受領後であり、なおかつ原油換算エネルギー使用量が 3,000kL 以上になっていないため、提出義務は生じない。
- ③ 義務非該当通知の受領後であるが、原油換算エネルギー使用量が 3,000kL 以上になったため、再び提出義務が生じる。



※ 30kL 以上 1,500kL 未満の中小規模事業所のみが合算対象

図 2-2 事業者の年間原油換算エネルギー使用量と提出の義務

3 中小規模事業所の範囲

(1) 基本的な考え方

本制度における中小規模事業所とは、都内に「設置」された、年間原油換算エネルギー使用量が1,500kL未満の「事業所」である。

「設置」とは、事業所を「所有」していることに加え、賃貸借等により事実上その事業所を「使用」していることを含む。

「所有」とは、一者又は複数の者の共有により事業所を所有している場合である。建物を複数の事業者で区分所有している場合は、それぞれの持分の範囲において所有しているものとみなす。

「使用」とは、賃貸借契約により使用の権限を有する場合（第三者への転貸も含む。）や契約によらず事実上、一定の区画を占有して事業を営むこと（以下「テナント」という。）である。

「事業所」とは、「建物」又は「施設」である。

ただし、住居及び自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航の用に供される「事業所」の全部又は一部は本制度の対象外とする。

「建物」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）上の建物である。

一つの建物の範囲は、原則として、建築基準法の確認申請又は計画通知の一棟の建物の範囲とする。ただし、建築基準法の確認申請又は計画通知の一棟の建物の範囲にかかわらず、不動産登記簿に示される「主たる（主である）建物の表示及び附属建物の表示の符号ごとの建物の範囲」により、一つの建物の範囲を定めることができる。

「施設」とは、エネルギーを使用して所定の目的・機能を果たす一連の工作物（群）である。

ただし、建築基準法上の建築物及び建築物に付属の工作物は除く。

表2-2 制度の対象外となる事業所の例

対象外事業所等
大規模事業所等 <ul style="list-style-type: none">原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年以上
特定テナント等事業所等 <ul style="list-style-type: none">大規模事業所内のテナントで、かつ次の条件に合致する事業所等<ul style="list-style-type: none">➤ 毎年度3月末時点において、床面積5,000㎡以上を使用している事業所等➤ 前年度の電気の使用量が600万kWh以上の事業所等
次の用途に供される事業所等の全部又は一部 <ul style="list-style-type: none">住居（賃貸マンション、社宅等）自動車、鉄道、船舶、航空機の運行又は運航

(2) 例外的な考え方

次に示す条件を満たす場合には、複数の建物等を同一の事業所として取り扱う。

ア エネルギー管理の連動性のある建物等

エネルギー管理の連動性を有する複数の建物等がある場合は、これらを一つの建物等、すなわち、同一の事業所とみなす。

エネルギー管理の連動性がある状態とは、電気、熱又は燃料のいずれかの供給点を共有している状態、つまり、建物等に他人から供給されたエネルギーを変換せずに、他の建物等に供給している状態を指す。

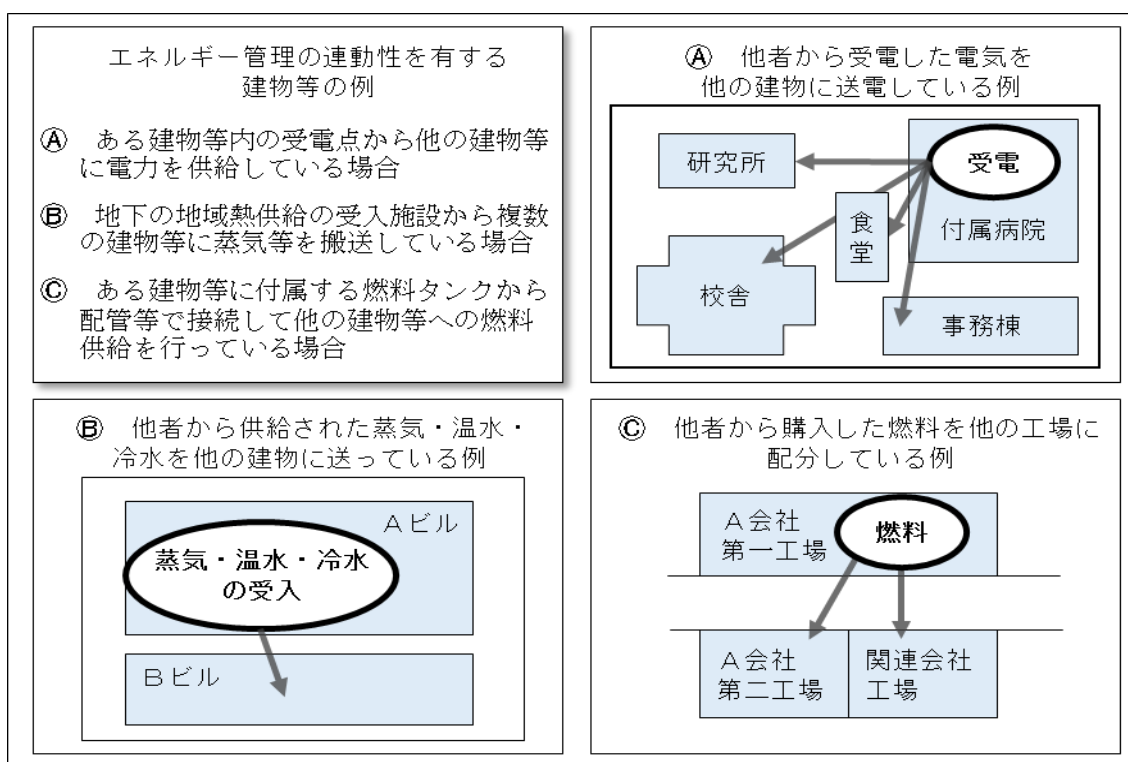


図 2 - 3 エネルギー管理の連動性のある建物等の例

イ 近隣の建物等の扱い

建物等において、「共通の所有者が存在」する近隣の建物等が存在する場合、これらの建物等をまとめて一つの建物、すなわち、同一の事業所とみなす。

近隣の建物等には、「隣接する建物等（同一敷地内又は隣接する敷地内の共通の所有者が存在する建物等）」と「道路・水路を挟んで近接する建物等」の2つがあり、いずれも建物同士の場合は主たる使用者（建物の共用部を除く床面積の半分以上を専有する使用者を指す。）が同一の場合に限定される。

「道路・水路を挟んで近接する建物等」とは、大規模事業所等が存在する敷地と道路・水路を挟んで近接している敷地内に所在する、共通の所有者が存在する建物等である。

「共通の所有者が存在」する条件については、p 11 を参照すること。

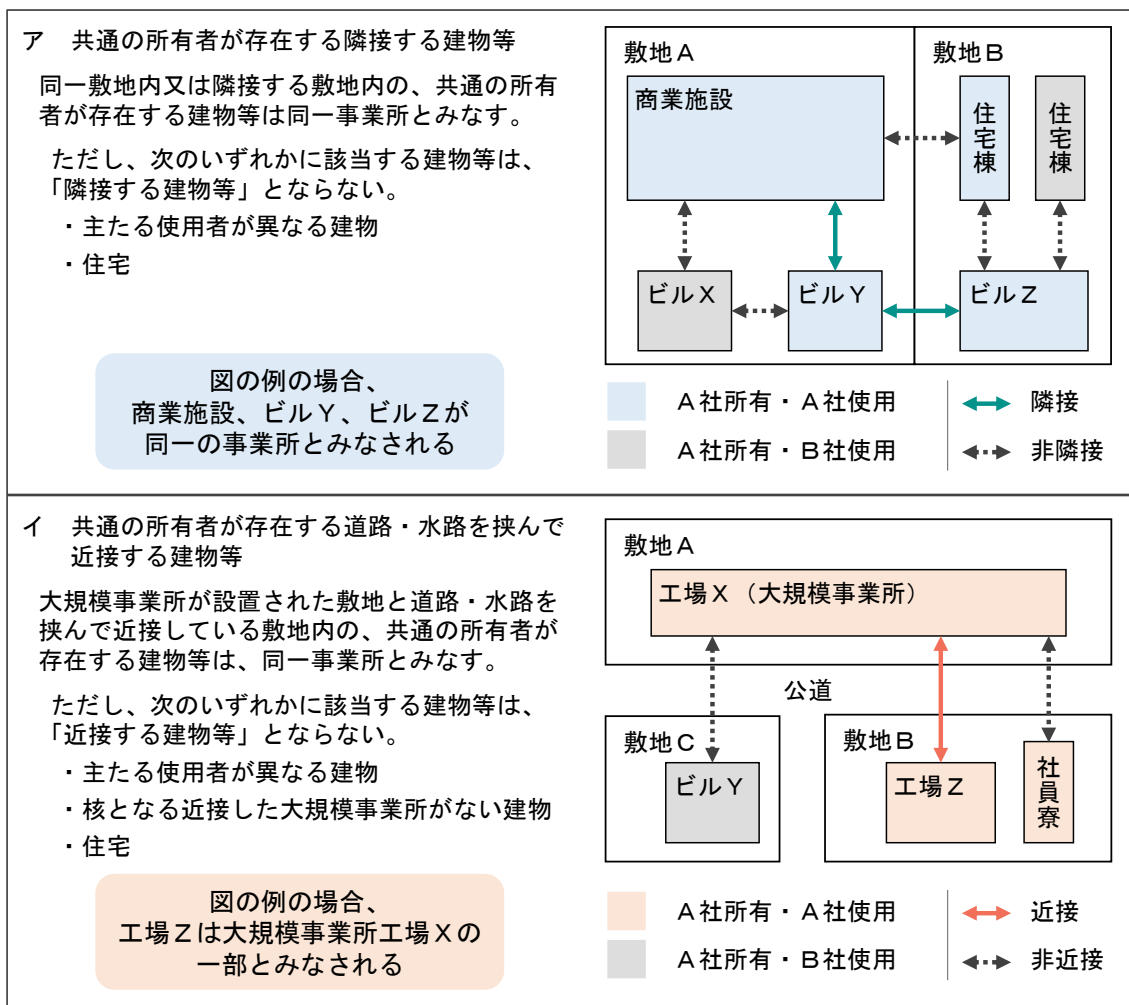


図 2 - 4 近隣の建物等の取扱い

同一の事業所等とみなされた複数の建物等の原油換算エネルギー使用量が合計で年間1,500kL 以上になる場合には、当該事業所等は「大規模事業所」とみなされ、本制度の対象外となり、「総量削減義務と排出量取引制度」の対象となる。

【「共通する所有者が存在」の条件】

a 建物と建物が隣接する場合

「共通する所有者が存在し、かつ、主たる使用者が同一」の場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物をまとめて一つの事業所とする。

ここで「主たる使用者」とは、建物の共用部を除く床面積の半分以上を専有する使用者を指す。

賃貸借契約を行っていない等、他人が使用していることが認められない場合であって、所有者自身が実質的に使用しているときは、所有者を使用者とする（一時的にテナントが退去して空室となった場合等については、使用者は存在しないものとする。）。

b 建物と施設（平面駐車場及び平面駐輪場を除く。）が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び施設をまとめて一つの事業所とする。

ただし、「建物の主たる使用者と施設を使用して事業活動を行う者（以下「施設の利用者」という。）が異なる」場合、当該建物・施設をまとめて一つの事業所としない。

ここで、「施設の利用者」とは、自ら使用する場合の施設の所有者、賃貸借契約等により他者が所有する施設を使用する事業者が想定される。

なお、次の例に挙げるような者は「施設の利用者」に該当しない。

- ① 上下水道施設、廃棄物処理施設の管理業務受託者
- ② 施設の指定管理者

c 建物と平面駐車場又は平面駐輪場が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した建物及び平面駐車場又は平面駐輪場をまとめて一つの事業所とする。

ただし、当該平面駐車場等の利用の状況等を踏まえ、当該建物及び平面駐車場等が一体として機能しておらず一つの事業所として取り扱うのが適当でないとなることが認められる場合は、一つの事業所としない。

d 施設と施設が隣接する場合

「共通する所有者が存在する」場合、これらを近隣の建物等とし、隣接した複数の建物等をまとめて一つの事業所とする。

第3章 報告書の作成

1 作成の概要

(1) 報告書の作成主体

第2章に示す本制度の対象となる事業者は、自らが主体となり、都内に設置する中小規模事業所に係る報告書を作成し、都に提出する。

事業所を所有又は使用する事業者が、合併・分社・譲渡等により年度の途中で変更になった場合は、合併等した日の以前と以降の各期間について、その期間に事業所を所有又は使用する事業者が各々報告書の作成主体となる。

(2) 事業者間の協力

報告書作成に当たっては、各事業所の CO₂ 排出量の把握及び温暖化対策の実施が求められており、ビルオーナーやテナント等関係事業者間の連携・協力が不可欠である。

そのため、条例第5条の5に、温室効果ガス排出事業者は、他の事業者が実施する地球温暖化対策の推進や温室効果ガスの排出量の把握等に協力するよう努めなければならないと定められている。

東京都地球温暖化対策指針（平成21年東京都告示第989号。以下「指針」という。）第2編第2「2 中小規模事業所の地球温暖化の対策における事業者間の協力」においても、事業者間の協力が特に必要な場合を次のように定めている。

- ・ テナントビル等の所有者及び使用者の間
- ・ 不動産信託における委託者、受託者、受益者及び当該信託物件について管理・運用又は指図の権限の委託を受けた者の間
- ・ 建物の区分所有者間、共同所有者間
- ・ 事業所等において実施する事業の委託者及び受託者の間
- ・ 連鎖化事業における本部及び加盟者の間
- ・ その他、事業活動において密接な関係を有する事業者間

(3) 報告書の構成等

ア 報告書の作成

① 地球温暖化対策報告書提出書（表紙）

提出日、本社等の所在地、法人名・代表者役職及び氏名、義務提出又は任意提出の該当、担当者の連絡先等の情報を記入

② 地球温暖化対策報告書（事業者全体の取組状況の報告：事業者情報）

③ 地球温暖化対策報告書（各事業所の取組状況の報告：事業所情報）

イ 作成手段

報告書の作成は、原則として都の提供する「地球温暖化対策報告書作成ツール」(以下「作成ツール」という。)に定められた記載事項を入力することで行う。

表 3-1 報告書の作成手段と提出物一覧

	地球温暖化対策報告書		① 地球温暖化対策報告書 提出書
	② 事業者情報	③ 事業所情報	
作成手段	都が提供する「作成ツール」を用いて作成		
提出物 (データ提出)	作成ツールから出力した 「報告書データ」をオンライン提出	作成ツールから出力した 「報告書提出書」をオンライン提出	

(4) 報告書の提出

ア 提出方法

報告書の作成・提出は、都が提供する作成ツールを用いて電子データで行う。
本社等において、事業所分の報告書をまとめ、オンライン提出する。

イ 提出期日

提出期日は、原則、義務提出事業者は 8 月末日、任意提出事業者は 12 月 15 日とする。

ウ 提出先

都環境局のホームページを参照すること。

2 報告項目

(1) 事業者全体の取組状況に関する報告（事業者情報）

指針第2編第5の5で定める事業者に関する主な報告項目は表3-2のとおりである。

事業者情報において、報告書を作成した各事業所の実績の合計を記入し、事業者全体として2030年度の目標・計画や取組状況を報告する。各項目の解説については、表3-2の右列の番号を参照すること。

表3-2 事業者に関する主な報告項目

報告項目			解説
事業者の 情報	1	事業者氏名（法人は、名称及び所在地並びに代表者の氏名）	①
	2	事業者番号	
	3	報告書を作成した全ての事業所（以下「全事業所」という。）の数	
エネルギー 使用量等	4	全事業所の原油換算エネルギー使用量の合計	②
	5	全事業所のエネルギー使用量の合計	
	6	全事業所の燃料等の使用に伴う二酸化炭素排出量の合計	
	7	Scope別の二酸化炭素の排出量 【任意の報告項目】	
再生エネルギー 使用状況	8	全事業所のオンサイト再生エネルギーの自家消費量の合計	③
	9	全事業所のオフサイト再生エネルギーの使用量の合計	
	10	全事業所の小売電気事業者から購入した再生エネルギーの使用量の合計	
	11	全事業所の再生エネルギー由来証書の環境価値の充当量の合計	
	12	全事業所の再生エネルギーの使用量の合計	
	13	全事業所の電気使用量に占める再生エネルギーの割合	
	14	全事業所における再生エネルギー100%電気を使用する事業所の割合	
省エネ対策 の取組状況	15	省エネルギー対策に係る2030年度の目標	④
	16	省エネルギー対策に係る2030年度までの計画	
	17	省エネルギー対策に係る2030年度に向けた取組状況	
	18	省エネルギー対策に係る特記事項	
再生エネルギー 利用 の取組状況	19	再生エネルギー利用（再生エネルギー電気使用）に係る2030年度の目標	⑤
	20	再生エネルギー利用（再生エネルギー電気使用）に係る2030年度までの計画	
	21	再生エネルギー利用（再生エネルギー電気使用）に係る2030年度に向けた取組状況	
	22	再生エネルギー利用（再生エネルギー電気使用）に係る特記事項	
取組 方針等	23	取組方針	⑥
	24	組織体制の整備の状況	
	25	二酸化炭素の排出削減の目標等 【任意の報告項目】	

【解説①】 事業者の情報について

事業者氏名については、本社等の名称及び所在地並びに代表者の氏名を記入する。

本社等の代わりに支店、支社等が提出している場合でも、本社等及び代表者を記入する。

事業者番号については、初回の報告書の提出を受け、都が付番して提出事業者に通知するアルファベットのAと4桁の数字を合わせた番号（事業者番号は報告書公表ページで確認可能）を記入する。

なお、報告書の初回提出時には付番がされていないため、空欄とすること。

報告書を作成した全ての事業所数については、義務提出事業者は、年間原油換算エネルギー使用量が30kL以上1,500kL未満の事業所数及び年間原油換算エネルギー使用量が30kL未満の事業所数を各々記入すること。


【解説②】 エネルギー使用量等について

事業者が報告書を作成した全事業所（以下「全事業所」という。）の「原油換算エネルギー使用量」、「エネルギー使用量」、「燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素排出量」の合計を各々記入する（燃料等の使用に伴い排出される二酸化炭素の算定方法については、「第3章 0 3 エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の算出方法」を参照）。

なお、事業者が都の総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）において「中小クレジット」を創出した場合は、クレジット化したエネルギー削減分を削減されなかったものとして報告内容を修正の上、記入すること。

また、事業者は報告を作成した全事業所の Scope 別 CO₂ 排出量の合計値及び CO₂ 排出削減目標について任意で記入できる。

表 3 - 3 Scope 別排出量の概要

Scope 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社における燃料の燃焼や工業プロセスによる温室効果ガスの直接排出
Scope 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社以外から供給された電力、熱、蒸気の使用に伴う間接排出
Scope 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ サプライチェーンにおける上流・下流における間接排出（Scope 2 以外）であり、15 のカテゴリに分類されている。 ・ カテゴリごとの具体的な算定方法については、環境省「グリーン・バリューチェーンプラットフォーム」掲載資料を参照 <div style="text-align: center;">  </div>



Scope 1：事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)
 Scope 2：他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出
 Scope 3：Scope 1、Scope 2 以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

出典：環境省グリーン・バリューチェーンプラットフォーム HP から抜粋

図 3-1 サプライチェーン排出量における Scope 1～3 のイメージ

【解説③】 再エネ電気の使用状況について

全事業所の再エネ電気使用に関する実績について、再エネ電気の調達手段別に「オンサイト再エネ電気の自家消費量の合計」、「オフサイト再エネ電気の使用量の合計」、「小売電気事業者から購入した再エネ電気の使用量の合計」、「再エネ由来証書の環境価値の充当量の合計」及び「再エネ電気の使用量の合計」について記入する。

さらに、全事業所の「(合計した)電気使用量に占める(合計した)再エネ電気の割合」、「(報告書を作成した全事業所に占める)再エネ 100%電気を使用する事業所の割合」について記入する。

【解説④】 省エネ対策の取組状況について

提出初年度は、事業者が自ら設定した省エネに関する「2030 年度の目標」及び「2030 年度に向けた計画」とともに前年度の実績について記入する。

提出二年目以降は、事業者の事情の変化に応じて、上記の「2030 年度の目標」及び「2030 年度までの計画」を将来に向けて再設定することができる。

「省エネルギー対策に係る特記事項」については、このような省エネ対策に係る事業者が報告したい事項について任意で記入できる（2030 年度の目標等については、「第 3 章 0 2030 年度の達成水準等について」を参照）。

<特記事項の例>

- ・ エネルギー使用量の大幅な増減の理由
- ・ 事業所数の大幅な増減の理由
- ・ 基準年度の変更とその理由 等

【解説⑤】 再エネ利用の取組状況について

提出初年度は、事業者が自ら設定した再エネ利用（再エネ電気使用）に関する「2030年度の目標」及び「2030年度にまでの計画」とともに前年度の実績について記入する。

提出2年目以降は、事業者の事情の変化に応じて、上記の「2030年度の目標」及び「2030年度までの計画」を将来に向けて再設定することができる。

「再エネ利用（再エネ電気使用）に係る特記事項」については、このような再エネ利用に係る事業者が報告したい事項について任意で記入できる（2030年度の目標等については、「第3章 0 2030年度の達成水準等について」を参照）。

<特記事項の例>

- ・ 合計電気使用量のうち、再エネ電気の使用割合の大幅な増減の理由
- ・ 再エネ電気100%事業所の割合の大幅な増減の理由 等

【解説⑥】 取組方針・組織体制等について

全事業所の実績等を総括した上で、事業者として温暖化対策に関する「取組方針」、「組織体制の整備の状況」を記入する。

また、事業者は二酸化炭素の排出削減の目標等を定めている場合、任意で記入できる。

(2) 各事業所の取組状況の報告（事業所情報）

指針第2編第5の5で定める事業所に関する主な報告項目は表3-4のとおりである。

事業所情報において、各事業所の実績や取組状況を記入する。

各項目の解説については、表3-4の右列の番号を参照すること。

表3-4 事業所に関する主な報告項目

報告項目		解説	
事業所の情報	1	事業所の名称	①
	2	事業所の所在地	
	3	事業所の延床面積	
	4	実績年度における事業所のエネルギー使用期間の1年度又は1年度未満の別	
	5	事業所のある建物の築年	
	6	事業所の省エネルギー改修年度 【任意の報告項目】	
	7	所有形態（所有権の有無）	
	8	報告範囲	
	9	事業所の主たる用途	
	10	産業分類	
	11	連鎖化事業区分 （連鎖化事業該当の有無及び該当時の直営店又は加盟店の区別）	
状況 エネルギー使用等の	12	原油換算エネルギー使用量	②
	13	エネルギー使用量	
	14	延床面積当たりのエネルギー使用量	
	15	燃料、熱、電気の使用量	
	16	燃料、熱、電気の二酸化炭素排出係数	
	17	燃料、熱、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量	
	18	延床面積当たりの燃料、熱、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量	
再エネ電気の使用状況	19	オンサイト再エネ発電設備の種類・定格出力設置年	③
	20	オンサイト再エネ電気の自家消費量	
	21	オフサイト再エネ発電設備の種類・定格出力・設置年	
	22	オフサイト再エネ発電設備の設置場所（市町村郡まで）	
	23	オフサイト再エネ電気の使用量	
	24	小売電気事業者の再エネ電気メニューの種類	
	25	小売電気事業者からの購入した再エネ電気使用量	
	26	再エネ由来証書の種類	
	27	再エネ由来証書の環境価値の充当量	
	28	電気使用量に占める再エネ電気の割合	
等 上下水道	29	水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量	④
	30	水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量	
等 対策	31	地球温暖化対策（省エネ対策及びエネルギーの使用状況の把握）	⑤
	32	先進的取組の実施状況	

【解説①】 事業所の情報について

事業所の名称、所在地及び延床面積を記入する。

実績年度における事業所のエネルギーの使用期間については、報告書を提出する年度の前年度の4月から3月までの1年度分とし、「1年度分」又は「1年未満」を選択する。

事業所のある建物の築年について記入し、さらに、省エネ改修を行った場合は、その年度を任意で記入できる。

所有形態（所有権の有無）については、「自己所有」又は「他社所有」を選択する。

報告範囲については、報告する事業所の所有又は使用の範囲について、事業所の実態に応じて、「建物の全部」、「建物の一部（テナント）」、「建物の一部（その他）」の中から選択する。

事業所の主たる用途については、報告範囲の延床面積の50%以上を占める用途を「事務所」、「商業施設（物販）」、「商業施設（飲食）」、「工場」の中から選択する。

また、「事務所」、「商業施設（物販）」、「商業施設（飲食）」、「工場」の用途単体では報告範囲の延床面積50%に満たないが、各々用途を合計すると報告範囲の延床面積の50%以上となる場合は、「複合施設」を選択する。

さらに、「事務所」、「商業施設（物販）」、「商業施設（飲食）」、「工場」、「複合施設」にも該当しない用途が報告範囲の延床面積の50%以上を占める場合は「その他」を選択する。

産業分類については、総務省が定める日本標準産業分類における細分類番号4桁を記入する。

連鎖化事業区分（連鎖化事業該当の有無及び該当の場合における直営店又は加盟店の区別）については、「直営店」、「加盟店」、「非該当」から選択する。

【解説②】 エネルギー使用等の状況について

事業所の原油換算エネルギー使用量、エネルギー使用量、延床面積当たりのエネルギー使用量（原単位）を記入する。

燃料、熱、電気の使用量、その二酸化炭素排出係数、二酸化炭素排出量、及び延床面積当たりの二酸化炭素排出量を記入する（排出量の算定方法については、「第3章 03 エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の算出方法」を参照）。

【解説③】 再エネ電気の使用状況について

事業所における再エネ電気の使用状況については、オンサイト再エネ発電設備の種類・定格出力（例：太陽光の場合、太陽電池モジュールの定格出力の値）・設置年、オンサイト再エネ電気の自家消費量、オフサイト再エネ発電設備の種類・定格出力・設置年、オフサイト再エネ発電設備の設置場所（市町村郡まで）、オフサイト再エネ電気の使用量、小売電気事業者の再エネ電気メニューの種類（契約している小売電気事業者の再エネ電気メニュー名称又は通称メニュー名称）、小売電気事業者から購入した再エネ電気使用量、再

エネ由来の証書の種類、再エネ由来証書の環境価値の充当量、電気使用量に占める再エネ電気の割合を記入する。使用している再エネが複数種ある場合、設置年や設置場所、再エネ種が同一の場合はまとめて記入することとし、まとめられない場合は発電能力が大きい順に記入する。

なお、本制度において使用できる証書は、国内の温室効果ガスへの寄与を考慮するとともに、エネルギー削減及び再エネ利用の促進の観点から、再エネ由来による証書（グリーン電力証書、グリーン熱証書、FIT 非化石証書及び非 FIT 非化石証書（再エネ指定）に限る（再エネ電気等については、「第3章 00(4) 再生可能エネルギー電気割合の考え方」を参照）。

【解説④】 上下水道等について

事業所における上下水道等については、水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量、水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量を記入する（排出量の算定方法については、「第3章 0 3 エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の算出方法」を参照）。

なお、本制度では、上下水道の使用分は報告するエネルギー使用量に含まないが、上下水道使用による二酸化炭素排出量を把握・抑制していくため、上下水道の使用について報告対象とする。

【解説⑤】 温暖化対策等について

地球温暖化の対策の実施状況については、指針別表第1に示す、組織体制の整備、エネルギー等の使用状況の把握、省エネ対策（運用対策、設備保守対策、設備導入対策）の項目から選択する。

先進的取組の実施状況については、省エネ及び再エネ利用の先進的取組を実施した場合は、任意で実施項目を選択又は記入できる（先進的取組については、「第3章 00(5) 2030年度の達成水準と「先進的取組」」を参照）。

3 エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の算出方法

本制度では、報告対象となる提出事業者が都内に設置した事業所における、報告書作成の前年度のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の報告を求めている。

報告するエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量の算出方法については、次に示すフローに沿って行うものとする。

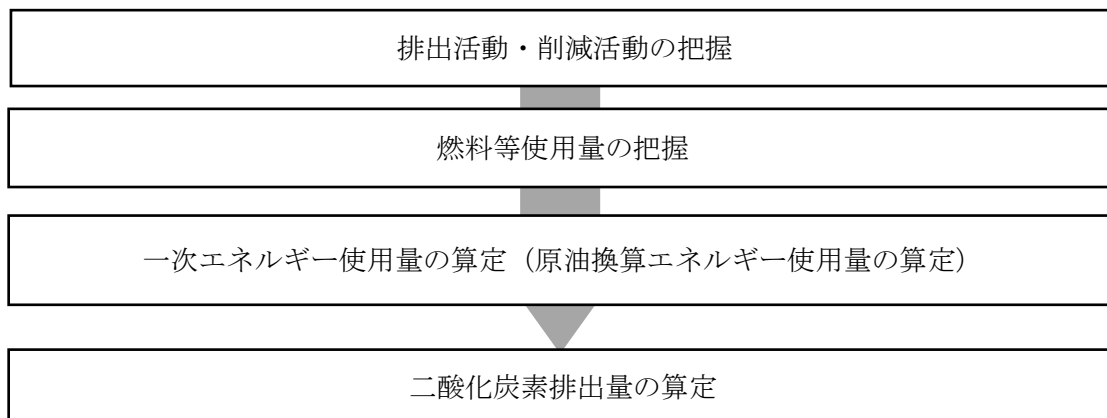


図3-2 算定フロー

(1) 排出活動・削減活動の把握

ア 排出活動

排出活動とは、事業所内で行われる二酸化炭素の排出を伴った活動をいう。

また排出活動のうち、二酸化炭素排出量の算定対象とする排出活動は、事業所の内部における化石燃料の燃焼等による二酸化炭素の排出（直接排出）と、事業所の外部から供給された電気及び熱の使用に伴った間接的な二酸化炭素の排出（間接排出）である。

また、事業所内における排出活動のうち、工事による燃料等の使用や事業所外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体への供給、事業所外へのエネルギー供給（住宅用途、他事業所等への供給）等は、原則として算定対象から除外する。

イ 削減活動

削減活動とは、再エネを変換して得られる電気及び熱の利用及び非化石燃料（水素やアンモニア等）の利用によって、事業所内の二酸化炭素の排出を削減する活動をいう。

(2) 算定対象となる排出活動と削減活動

ア 直接排出（燃料の使用）

ボイラー、加熱設備等における化石燃料の燃焼等によって、直接的に二酸化炭素を排出する排出活動を直接排出と呼ぶ。本制度において対象となる化石燃料について表3-5に示す。

なお、廃棄物の焼却による二酸化炭素の排出は、焼却の熱をエネルギーとして使用した場合であっても、本制度の二酸化炭素の排出に含まない。

表3-5 化石燃料の種類

原油		
原油のうちコンデンセート（NGL）		
揮発油（ガソリン）		
ナフサ		
灯油		
軽油		
A重油		
B・C重油		
石油アスファルト		
潤滑油		
石油コークス、FGCコークス		
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	
	石油系炭化水素ガス	
可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	
	その他可燃性天然ガス	
石炭	原料炭	輸入原料炭
		コークス用原料炭
		吹込用原料炭
	一般炭	輸入一般炭
		国産一般炭
輸入無煙炭		
石炭コークス		
コールタール		
コークス炉ガス		
高炉ガス		
発電用高炉ガス		
転炉ガス		
都市ガス		
ジェット燃料油		
その他の燃料		

イ 間接排出（他人から供給された電気及び熱の使用）

事業所の外部から供給された電気及び熱の使用に伴って、間接的に二酸化炭素を排出する活動を間接排出と呼ぶ。

電気又は熱を外部から供給を受けて使用する場合には、対象事業所内では直接には温室効果ガスは排出されないが、その電気又は熱を発生させるために発電所又は熱供給施設で温室効果ガスが排出されている。このため、電気及び熱の使用は「間接排出」としてその排出量を算定する。

なお、上下水道の使用についても、間接排出に含めてその排出量を算定する。

表 3 - 6 算定対象活動の種類（間接排出）

活動	内容
他人から供給された電気又は熱等の使用	<ul style="list-style-type: none">・ 電気の使用・ 産業用蒸気の使用・ 産業用以外の蒸気の使用・ 温水・冷水の使用・ 上下水道の使用

ウ 削減活動

事業所の内部及び外部から供給された再エネを変換して得られる電気を対象とする。

それ以外の非化石燃料については、報告の対象外とする。

エ 移動体の扱い

敷地の範囲内のみで利用される移動体からの二酸化炭素の排出については、算定対象とする。

敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体に起因する排出は算定対象から除く。

自動車の場合、敷地の範囲内で利用される移動体であるかどうかは、ナンバーの有無により判断する。

また、敷地の範囲内の給油所で給油する自動車の場合の算定範囲の判断方法を次に示す。

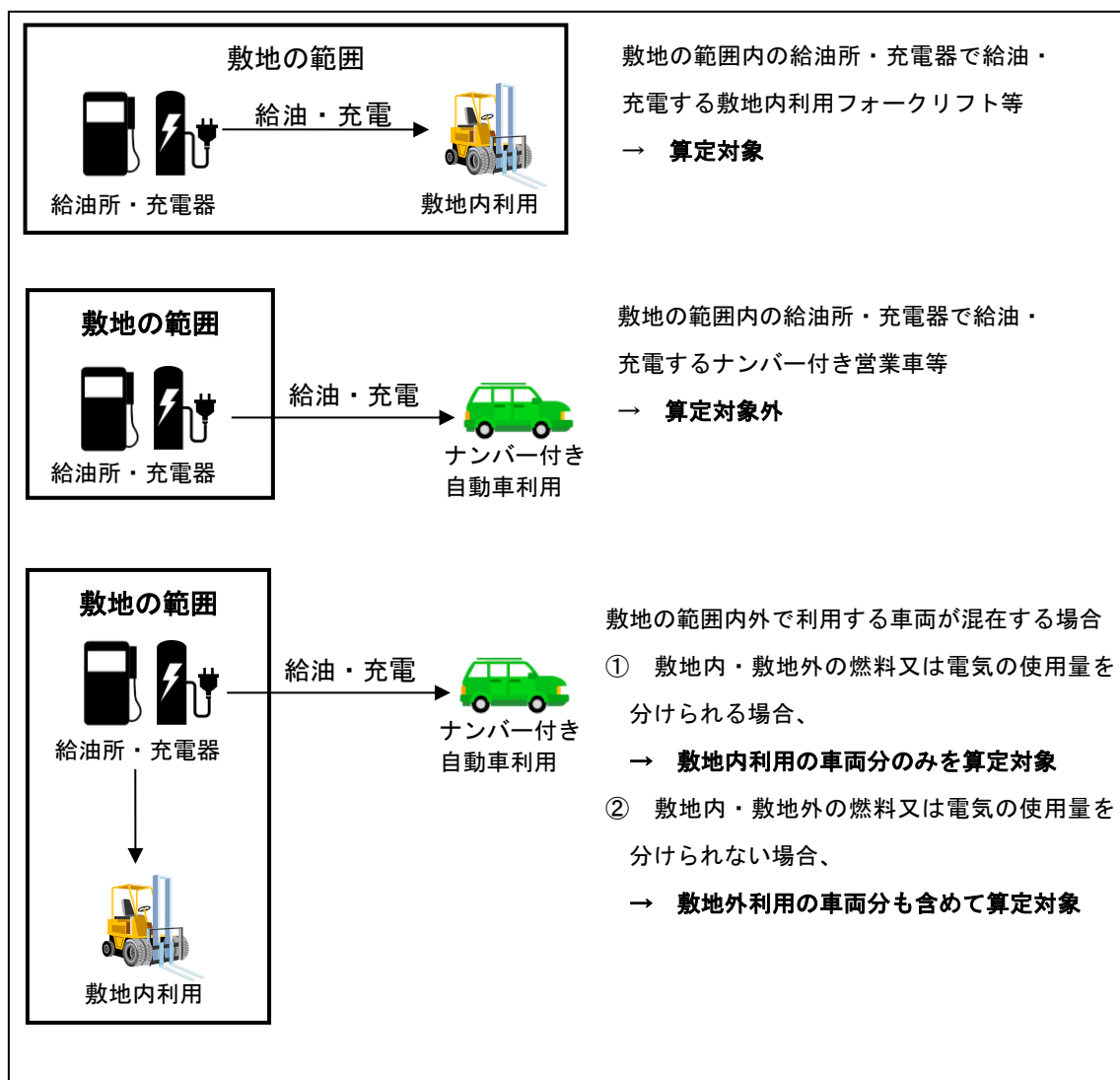


図 3-3 敷地の範囲内で給油する自動車の算定範囲

オ 算定対象から除く排出活動

次の排出活動については、原則として、算定対象から除外する。

ただし、燃料等使用量を把握することが不可能である場合には算定対象に含める

(ア) 駅において、鉄道輸送と不可分な排出活動

駅において、鉄道輸送に必要な燃料等と不可分に使用された燃料等の使用量として知事が認めるものは算定対象から除外する。

駅においては、駅に併設された商業施設等、鉄道輸送に必要なでない排出活動に係る燃料等の使用量が算定対象となる。

(イ) 住宅用途への供給

住宅用途（共用部も含む。）の部分への供給分は算定対象外とする。

(ウ) 他事業所への熱又は電気の供給

他事業所へ供給される熱及び電気に起因する排出量は除外する。

なお、他人から供給されたエネルギーを変換せずに事業所範囲外へ供給する場合は、供給先の建物をエネルギー管理の連動性がある建物等とするため、必然的に算定対象活動となる。

(エ) 事業所外で利用される移動体への供給

前述のとおり、対象事業所の敷地の範囲外を移動する自動車、鉄道、船舶、航空等の移動体からの二酸化炭素の排出は算定対象外活動とする。

対象事業所の敷地の範囲外で利用される自動車であるか否かの識別は、ナンバープレートの取り付け有無による。

(オ) 工事のための燃料等の使用

工事のための燃料等の使用による二酸化炭素の排出については、排出量から除外することができる。

(3) 燃料等使用量の把握

排出活動及び削減活動ごとの燃料等使用量を把握する。

排出活動の燃料等使用量の把握は、購買伝票等により把握した燃料等の購買量を基本とする。

ただし、購買伝票等により把握不可能（燃料等の入手手段が取引によるものではなく、購買伝票等が元々存在しないような場合）な場合は、実測により把握する。

削減活動である、再エネを変換して得られる電気の使用量の把握は、事業所範囲内からの供給について、自家発電・発熱で供給される電気・熱の量は実測に基づく把握、オンサイト型 PPA で供給される電気の量は、購買伝票等により把握する。

また、事業所範囲外からの供給について、オフサイト型 PPA や自己託送で供給される電気の量は、購買伝票等により把握する。

(4) 一次エネルギー使用量（原油換算使用量）の算定

一次エネルギー使用量の算定方法は、燃料ごとに次の式を用いて算出したエネルギー量の合計値とする。

なお、削減活動（再エネ）については、オフサイト再エネについてのみ他人から供給された電気として算定対象とする。

使用する単位発熱量及び一次エネルギー換算係数は表 3-7 及び表 3-8 に示す数値を使用する

＜直接排出（燃料の燃焼）＞

一次エネルギー使用量＝燃料等使用量×単位発熱量

＜間接排出（電気及び熱）※再エネ含む。＞

一次エネルギー使用量＝燃料等使用量×一次エネルギー換算係数

表 3-7 算定に使用する単位発熱量

燃料の種類		単位	単位発熱量	
原油		kL	38.3	[GJ/kL]
原油のうちコンデンセート (NGL)		kL	34.8	[GJ/kL]
揮発油 (ガソリン)		kL	33.4	[GJ/kL]
ナフサ		kL	33.3	[GJ/kL]
灯油		kL	36.5	[GJ/kL]
軽油		kL	38.0	[GJ/kL]
A 重油		kL	38.9	[GJ/kL]
B・C 重油		kL	41.8	[GJ/kL]
潤滑油*		kL	40.2	[GJ/kL]
石油アスファルト		t	40.0	[GJ/t]
石油コークス、FCC コークス		t	34.1	[GJ/t]
石油ガス	液化石油ガス (LPG)	t	50.1	[GJ/t]
	石油系炭化水素ガス	千 m ³	46.1	[GJ/千 m ³]
可燃性天然ガス	液化天然ガス (LNG)	t	54.7	[GJ/t]
	その他可燃性天然ガス	千 m ³	38.4	[GJ/千 m ³]
石炭	輸入原料炭	t	28.7	[GJ/t]
	コークス用原料炭	t	28.9	[GJ/t]
	吹込用原料炭	t	28.3	[GJ/t]
	輸入一般炭	t	26.1	[GJ/t]
	国産一般炭	t	24.2	[GJ/t]
	輸入無煙炭	t	27.8	[GJ/t]
石炭コークス		t	29.0	[GJ/t]
コールタール		t	37.3	[GJ/t]
コークス炉ガス		千 m ³	18.4	[GJ/千 m ³]
高炉ガス		千 m ³	3.23	[GJ/千 m ³]

燃料の種類	単位	単位発熱量	
発電用高炉ガス	千 m ³	3.45	[GJ/千 m ³]
転炉ガス	千 m ³	7.53	[GJ/千 m ³]
ジェット燃料油	kL	36.3	[GJ/kL]
都市ガス	千 m ³	40.0	[GJ/千 m ³]

※ 潤滑油は、他の燃料と混合されエンジン中で燃焼される、全損タイプの潤滑油に限る。

表 3-8 電気及び熱の一次エネルギー換算係数

種類		一次エネルギー換算係数
電気		8.64 [GJ/千 kWh]
熱	産業用蒸気	1.17 [GJ/GJ]
	産業用以外の蒸気	1.19 [GJ/GJ]
	温水	1.19 [GJ/GJ]
	冷水	1.19 [GJ/GJ]

原油換算エネルギー使用量は、次の式を用いて算出した量の合計値とする。

$$\text{原油換算エネルギー使用量} = \text{一次エネルギー使用量} \times \text{原油換算係数}$$

使用する原油換算係数は次に示す数値を使用する。

原油換算係数
0.0258 kL/GJ

(5) 二酸化炭素排出量の算定

二酸化炭素排出量の算定方法は、燃料ごとに次の式を用いて算出した二酸化炭素排出量の合計値とする。

<直接排出（燃料（都市ガス除く。）の燃焼）>

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{燃料等使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

<間接排出（電気（再エネ含む。）及び熱）及び都市ガス>

$$\text{二酸化炭素排出量} = \text{燃料等使用量} \times \text{排出係数}$$

※ 燃料の排出係数は炭素量で設定されているため、二酸化炭素の分子量（44）／炭素の分子量（12）を乗じることにより二酸化炭素の量に換算している。

直接排出（燃料（都市ガス除く。）の燃焼）に使用する排出係数は表 3-9 に示す数値を使用する。

表 3-9 算定に使用する排出係数（直接排出（燃料（都市ガス除く。）の燃焼））

燃料の種類		単位	排出係数	
原油		kL	0.0190	[t-C/GJ]
原油のうちコンデンセート（NGL）		kL	0.0183	[t-C/GJ]
揮発油（ガソリン）		kL	0.0187	[t-C/GJ]
ナフサ		kL	0.0186	[t-C/GJ]
灯油		kL	0.0187	[t-C/GJ]
軽油		kL	0.0188	[t-C/GJ]
A 重油		kL	0.0193	[t-C/GJ]
B・C 重油		kL	0.0202	[t-C/GJ]
潤滑油		kL	0.0199	[t-C/GJ]
石油アスファルト		t	0.0204	[t-C/GJ]
石油コークス、FGC コークス		t	0.0245	[t-C/GJ]
石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t	0.0163	[t-C/GJ]
	石油系炭化水素ガス	千 m ³	0.0144	[t-C/GJ]
可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t	0.0139	[t-C/GJ]
	その他可燃性天然ガス	千 m ³	0.0139	[t-C/GJ]
石炭	輸入原料炭	t	0.0246	[t-C/GJ]
	コークス用原料炭	t	0.0245	[t-C/GJ]
	吹込用原料炭	t	0.0251	[t-C/GJ]
	輸入一般炭	t	0.0243	[t-C/GJ]
	国産一般炭	t	0.0242	[t-C/GJ]
	輸入無煙炭	t	0.0259	[t-C/GJ]
石炭コークス		t	0.0299	[t-C/GJ]
コールタール		t	0.0209	[t-C/GJ]
コークス炉ガス		千 m ³	0.0109	[t-C/GJ]
高炉ガス		千 m ³	0.0264	[t-C/GJ]
発電用高炉ガス		千 m ³	0.0264	[t-C/GJ]
転炉ガス		千 m ³	0.042	[t-C/GJ]
ジェット燃料油		kL	0.0186	[t-C/GJ]

間接排出（電気（再エネ含む。）及び熱）及び都市ガスに使用する排出係数は表 3-10 に示す数値を使用する。

表 3-10 算定に使用する排出係数（間接排出（電気及び熱）及び都市ガス）

燃料の種類	単位	排出係数 ^{※4}	(代替値)
電気	千 kWh	対象年度の電気事業者の数値 ^{※1}	0.489
熱（産業用蒸気除く）	GJ	対象年度の熱供給事業者の数値 ^{※2}	0.060
熱（産業用蒸気）	GJ	0.0654	—
都市ガス	千 m ³	対象年度の都市ガス事業者の数値 ^{※3}	2.05

- ※1 対象年度の電気事業者等ごとの排出係数の種類は基礎排出係数とし、東京都が別に公表する数値又は電気事業者等が周知する知事の認定を受けた数値を用いるものとする。ただし、上記で把握できない場合は代替値を用いる。
- ※2 対象年度の熱供給事業者ごとの排出係数の種類は基礎排出係数とし、都が別に公表する数値又は熱供給事業者が周知する知事の認定を受けた数値を用いるものとする。上記で把握できない場合は代替値を用いる。
- ※3 対象年度の都市ガス事業者の排出係数の種類は調整後排出係数とし、国が公表する数値 (<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>) を用いるものとするが、対象年度の都市ガス事業者の排出係数が使用できない場合は代替値を用いる。
- ※4 国の GX-ETS(排出量取引制度)における実排出量の算定に使用する係数の取扱いに合わせ、排出係数の種類を変更する場合がある。

なお、再エネについては排出係数「0^{ゼロ}」を使用する。

ただし、環境価値を保有しない電気及びバイオマス燃料由来の電気については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。

持続可能性があることを示すことができない場合は、排出係数は、都が公表する都内に供給される電気及び熱の排出係数の平均値を用いる。

(6) 再生可能エネルギー由来の証書の取扱い

電気及び熱（蒸気、冷水、温水）の年度使用量から再エネ由来の証書（利用できる証書は表 3-11 に示すものに限り使用することができる。）に記録された電気等環境価値保有量を減らすことができるものとする。

ただし、バイオマスについては、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。

再エネ由来の証書を充当した際の電気及び熱の使用に伴う排出量は、次の式により算定する。

<p>電気の使用に伴う排出量＝ (電気使用量 (千 kWh) - 再エネ由来の証書充当量 (千 kWh)) × 使用電力量の排出係数 (t-CO₂/千 kWh)</p> <p>熱（蒸気、冷水、温水）の使用に伴う排出量＝ (熱使用量 (GJ) - 再エネ由来の証書充当量 (GJ)) × 使用熱量の排出係数 (t-CO₂/GJ)</p>

表 3-1-1 利用可能な再エネ由来の証書

供給方法	内容
グリーン電力・熱証書	<ul style="list-style-type: none"> グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再エネにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書
非化石証書	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ等非化石電源の「環境価値」を取引するために、経済産業省資源エネルギー庁が認証・発行する証書 制度に利用できる非化石証書は「FIT 非化石証書」と「非 FIT 非化石証書（再エネ指定）」とする。 使用できる非化石証書は、報告年度6月の口座凍結時に非化石証書保有口座に所有する証書又は仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書（他者に販売した証書や、電気事業者・熱供給事業者が排出係数の調整に使用した証書は使用することができない。）

【バイオマスの持続可能性について】

バイオマス燃料は、燃焼時に発生する温室効果ガス排出がカーボンニュートラルになると整理されているが、バイオマス燃料の原料生産、加工、運搬等の燃焼までの過程でも温室効果ガスが発生している。

バイオマス燃料の利用に当たっては、利用されるバイオマス資源が十分に再生可能であり、過度な消費や枯渇を招かないようにすること、この原料生産から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出量の総量（以下「ライフサイクル GHG」という。）が最低限に抑えられることが重要となる。

また、他の再エネと違って、発電等には燃料が必要となることから、バイオマスによる安定的かつ効率的な発電等が可能となるよう、バイオマス資源の安定的な確保や安定的な調達も重要視されている。

このため、バイオマス燃料で発電した電気又は熱を自家消費した量のうち、持続可能性（ライフサイクル GHG の最小化や資源の安定的な確保や調達）が示された燃料で発電した電気又は熱以外は、環境価値がない電気又は熱として取り扱う（再エネとしては認めない。）。

持続可能性が示された燃料の確認方法は、資源エネルギー庁が公表する「事業計画策定ガイドライン（バイオマス発電）」に準ずる。



4 本制度におけるエネルギー使用量等の取扱い

(1) 燃料等と水道等の使用に係る報告

各事業所における前年度（4月から翌3月まで）分の燃料等の使用量、熱量換算のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量を報告するものとする。

水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量についても、前年度分の使用量と二酸化炭素排出量を報告するものとする。

ただし、上下水道の使用分は、熱量換算エネルギーの算出対象外とし、事業所の原油換算エネルギー使用量には含まない。

表3-12 燃料等と水道等の使用に係る報告

		原油換算エネルギー 使用量の算出対象	報告項目		
			使用量 (種別に 応じた単位)	熱量換算の 使用量 (GJ)	二酸化炭素 排出量 (t)
燃料 等	燃料	○	○	○	○
	熱	○	○	○	○
	電気	○	○	○	○
上下水道		×	○	×	○

○：対象 ×：対象外

また、水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水は、水の浄化及び下水の処理に伴い排出した温室効果ガスを間接的に排出していたものとみなし、次の式により算定する。

$$\text{温室効果ガス排出量 (tCO}_2\text{)} = \text{活動量 (水量) (千m}^3\text{)} \times \text{排出係数 (tCO}_2\text{/千m}^3\text{)}$$

表3-13 水道及び工業用水道の水の使用並びに公共下水道への排水の排出係数

排出活動の種類	排出係数
水道及び工業用水道の水の使用	0.251 (tCO ₂ /千m ³)
公共下水道への排水	0.355 (tCO ₂ /千m ³)

(2) 燃料等の使用量の把握

燃料等の使用量は、原則、供給事業者が設置する計量器による。

ただし、計測器がない等の場合には次に示す方法を用いた推計によることができる。

燃料等使用量を推計により把握した場合は、推計に用いた資料等を表 3-1 に示す提出物と合わせて都に提出すること。

ア エネルギー等供給事業者が設置する計量器による方法

電力、ガス及び水道等の購入量と使用量が等しくなる使用量については、供給会社からの請求書や検針票に記載された数値を記入する。

また、灯油、軽油、石炭等購入後に一旦貯蔵する場合があります、購入量と使用量がただちに等しくならないエネルギー等の使用量については、使用量を管理するための計量器の数値を記入するか、推計による数値を記入する。

イ 他者から必要なデータを入手して推計する方法

(ア) 面積あん分での算出法

建物全体がほぼ同等の用途、使用時間帯で利用され、建物全体のエネルギー等の使用量は把握できるが、建物の一部の使用量が不明確な場合、建物全体の面積と、建物の一部の面積との比率を用いて使用量を推計する。

(イ) 面積あん分に加え時間の要素を加味する方法

建物内の用途、使用時間帯が異なり、フロアごとのエネルギー等の使用量が把握できる場合は、面積あん分に加え、場所（フロア）ごとの使用状況を加味して建物の一部で使用される使用量を推計する。

ウ 自らのデータを活用して推計する方法

事業所においてデータ等が得られない場合には、事業所を統括する本社等が保有する同種同規模の事業所の実績から、単位面積当たりのエネルギー等の使用量データをもとに、使用量を推計する。

5 2030年度の達成水準等について

(1) 概要

2030年カーボンハーフ実現を目指し、都が示す省エネ及び再エネ利用に関する「2030年度の達成水準」を踏まえ、事業者が自ら2030年度までの目標・計画を策定し、その達成状況等を毎年度、知事へ報告するものとする。

2030年度の達成水準については、指針第2編第1「3 地球温暖化対策報告書制度の強化」及び指針別表第3に掲げるとおり、省エネについてはエネルギー使用量の削減率等を示し、再エネ利用については再エネ由来電気の使用割合等を示している。

これらの省エネと再エネ利用の各々において「事業者の取組」と「事業所の取組」の2つを設定する。

事業者は、省エネ・再エネ利用の各々において「事業者の取組」又は「事業所の取組」のどちらかを選択し、それらを踏まえ、自らの省エネ対策・再エネ利用の目標・計画を策定するものとする。

目標は2030年度時点、計画期間は2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までとし、2025（令和7）年度実績から、計画の達成状況を報告する。なお、計画期間中の事業所等の設置や廃止・移転が生じる場合は、目標や計画を再設定することができる。

表3-14 2030年度の達成水準等

2030年度の達成水準		
省エネ	事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の合計エネルギー使用量を35%削減（2000年度比）※ ¹
	事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち、ベンチマーク適合事業所の全てのエネルギー使用原単位が都のベンチマークのレンジA※ ²
再エネ利用	事業者の取組	事業者が報告する全ての都内事業所の電気使用量のうち、再エネ電気の割合を50%
	事業所の取組	事業者が報告する全ての都内事業所のうち、再エネ電気100%事業所の割合が20%※ ³

※1 基準年は原則2000年度とするが、都が示す「基準年表」から選択可能。基準年度を2000年度以外に選択する場合は、2030年度の達成水準は、目標となる削減率は基準年表（表3-15参照）に定める削減率となる。

例えば、事業者が2018年度を基準年として選択した場合、2018年度にエネルギー使用量は約18%削減（2000年度比）のため、2030年度に向け表が示す20%削減（2018年度比）が達成水準となる。

※2 報告する全事業所数のうち、ベンチマーク適合事業所が7割以上の事業者のみ選択可能

※3 再エネ電気割合の100%を目指す事業所は、事業者が報告する事業所の中から選択できる。

(2) 2030年度の達成水準（省エネ）

事業者は、次の「ア 事業者の取組」又は「イ 事業所の取組」のどちらかを選択し、その内容を踏まえた上で自らの目標・計画を設定すること。

目標・計画の設定とは、2030 年度に達成する目標値（エネルギー使用量又はエネルギー原単位）を設定し、設定した目標値を達成するために、2025 年度から 2029 年度までの各年度ごとに計画値（エネルギー使用量又はエネルギー原単位）を設定することを言う。

ア 事業者の取組

省エネ対策における事業者の取組については、事業者の過去のエネルギー使用量を基準にして削減に取り組むものである。

基準となる年度は、原則、2000 年度（エネルギー使用削減率 35%）であるが、事業者の実情（2000 年度のエネルギー使用量が把握できない、2000 年度に稼働していない事業所が多く存在する等）に配慮し事業者が基準年を選択できるものとする。

事業者は、都が示す「基準年表」から基準年と 2030 年度に向けたエネルギー使用の目標削減率を選択し、その内容を踏まえ自らの 2030 年度に向けた目標・計画を策定すること。

目標は 2030 年度時点、計画期間は 2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までとし、2025（令和 7）年度実績から、計画の達成状況を報告する。

なお、計画期間中の事業所等の設置や廃止・移転が生じる場合は、目標や計画を再設定することができる。

表 3－15 2030 年に向けた省エネ達成の基準年表

実績年度	2000 年度 (H12)	2001 年度 (H13)	2002 年度 (H14)	2003 年度 (H15)	2004 年度 (H16)	2005 年度 (H17)
エネルギー使用量 (都内中小・PJ)	359.3	350.2	351.0	340.5	354.5	366.3
エネルギー増減比 (2000 年比)	0%	-3%	-2%	-5%	-1%	2%
2030 年度に向けた 目標削減率	35%	33%	33%	31%	34%	36%
実績年度	2006 年度 (H18)	2007 年度 (H19)	2008 年度 (H20)	2009 年度 (H21)	2010 年度 (H22)	2011 年度 (H23)
エネルギー使用量 (都内中小・PJ)	354.6	361.4	348.3	330.7	339.1	307.0
エネルギー増減比 (2000 年比)	-1%	1%	-3%	-8%	-6%	-15%
2030 年度に向けた 目標削減率	34%	35%	33%	29%	31%	24%

実績年度	2012年度 (H24)	2013年度 (H25)	2014年度 (H26)	2015年度 (H27)	2016年度 (H28)	2017年度 (H29)
エネルギー使用量 (都内中小・PJ)	309.0	304.4	296.1	294.0	293.1	295.1
エネルギー増減比 (2000年比)	-14%	-15%	-18%	-18%	-18%	-18%
2030年度に向けた 目標削減率	24%	23%	21%	21%	20%	21%

実績年度	2018年度 (H30)	2019年度 (R1)	2020年度 (R2)	2021年度 (R3)	2022年度 (R4)	2023年度 (R5)
エネルギー使用量 (都内中小・PJ)	293.0	283.6	265.4	263.1	268.8	
エネルギー増減比 (2000年比)	-18%	-21%	-26%	-27%	-25%	
2030年度に向けた 目標削減率	20%	18%	12%	11%	13%	

実績年度	2024年度 (R6)	2025年度 (R7)	2026年度 (R8)	2027年度 (R9)	2028年度 (R10)	2029年度 (R11)
エネルギー使用量 (都内中小・PJ)						
エネルギー増減比 (2000年比)						
2030年度に向けた 目標削減率						

イ 事業所の取組

省エネ対策における事業所の取組については、同じ業種の事業所のエネルギー使用レベル（延床面積当たりのエネルギー使用量＝エネルギー使用原単位）を基準にして削減に取り組むものである。

同じ業種のエネルギー使用原単位は、都が設定する「エネルギー・ベンチマーク」により、取組レベルや具体的な数値を示す。

事業者は、事業所に適合するエネルギー・ベンチマークのレンジA（2030年度の達成水準レベル）のエネルギー使用原単位までの削減を目指す。

エネルギー・ベンチマークについては、特殊な業態や事業所ごとに業態が多様な場合等、比較に適さないものは設定できないため、全ての事業所に適合していない。

そのため、事業所の取組については、報告する全事業所のうち、都のエネルギー・ベンチマークに業種区分等が適合する事業所が7割以上ある事業者のみ選択できるものとする。

事業者は、都が示すエネルギー・ベンチマークにおける2030年度の達成水準レベルのエネルギー使用原単位の数値等を確認の上、自らの2030年度に向けた目標・計画を策定すること。

目標は2030年度時点、計画期間は2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までとし、2025（令和7）年度実績から、計画の達成状況を報告する。

なお、計画期間中の事業所等の設置や廃止・移転が生じる場合は、目標や計画を再設定することができる。

【エネルギー・ベンチマークについて】

■ 目的

- 省エネの2030年度の達成水準（事業所の取組）に対する取組の指標として活用
- 同業種の事業所におけるエネルギー使用量の平均値等により、省エネレベルを把握
- 省エネレベルの指標化により、2030年に向けて対策のステップアップを期待

■ 制度改正との関連

- 改正制度においては、CO₂排出算定において固定排出係数から実排出係数を用いる[※]ため、都の「低炭素ベンチマーク」をもとに、新たに「エネルギー・ベンチマーク」を設定

※ 省エネ対策に加え、オフサイト再エネ（自己託送・PPA）やCO₂排出係数の低い電気、非化石証書等の再エネ由来証書等の利用等、排出削減の方法の多様化が背景

■ 概要

- 活用データ：報告書制度の2018年度実績を活用（コロナ禍前の直近データ）
- 比較実績値：年間の延床面積当たりのエネルギー使用量
＝原単位：MJ/年・㎡（以下「MJ/㎡」）
- レン ジ：A+からFまでの7段階
 - ・ 2030年度の達成水準への到達はレンジA以上
 - ・ ただし、2030年度実績においてレンジBのNearly2030達成レベルであり、かつ「先進的取組」を実施している事業所は達成水準へ到達とみなす。（第3章5(5) 2030年度の達成水準と「先進的取組」を参照）

レンジ	レンジが示すレベル	基準
A+	トップ10%レベル (同業種の2018実績での上位10%レベル)	2018年度の原単位の昇順で上位10%の値以下
A	2030年度達成水準レベル (平均値より20%以上削減)	上位10%の原単位の値超～ 2018年度の平均値の80%以下
B	Nearly2030達成レベル 水準まで90% (平均値より18%以上削減)	2018年度の平均値の80%超～ 2018年度の平均値の82%以下
C		2018年度の平均値の82%超～ 2018年度の平均値の100%以下
D		2018年度の平均値の100%超～ 2018年度の118%以下
E		2018年度の平均値の118%超～ 昇順で下位10%の値以下
F		2018年度の原単位の昇順で下位10%の値超

2018年度の
平均値 (MJ/㎡)
(= 100%)

■ エネルギー・ベンチマークの対象業種区分と参考データ等

No.	業種区分	対象要件		事業所の延床面積	レンジ毎のエネルギー原単位 (MJ/m ²)			
		用途等	産業分類		A [*]	A	B	平均値
					最上位	達成水準	nearly	
1	オフィス (テナント専有部)	他社所有 建物一部使用 事務所	3921 情報処理サービス業、6911 貸事務所業、96 外国公務、97 国 家公務、98 地方公務を除く。	Ⓐ 3,000 m ² 未満	< 591	< 1,281	< 1,313	1,601
				Ⓑ 3,000 m ² 以上	< 599	< 1,128	< 1,156	1,410
2	オフィス (自社ビル)	自己所有 建物全部使用 事務所	3921 情報処理サービス業、6911 貸事務所業、96 外国公務、97 国 家公務、98 地方公務を除く。	Ⓐ 6,000 m ² 未満	< 428	< 933	< 957	1,167
				Ⓑ 6,000 m ² 以上	< 648	< 1,082	< 1,109	1,357
3	テナントビル (オフィス)	建物全部使用 事務所	6911 貸事務所業	1,000 m ² 以上	< 976	< 1,178	< 1,207	1,427
4	テナントビル (商業複合系)	建物全部使用 物販、飲食、 複合	6911 貸事務所業	Ⓐ 1,000~3,000 m ² 未満	< 1,431	< 3,224	< 3,304	4,029
				Ⓑ 3,000~6,000 m ² 未満	< 1,098	< 2,526	< 2,598	3,158
				Ⓒ 6,000 m ² 以上	< 963	< 1,919	< 1,967	2,398
5	物販店 (コンビニ)	物販	5831 コンビニエンスストア	Ⓐ 100 m ² 未満	< 10,960	< 12,742	< 13,061	15,928
				Ⓑ 100~150 m ² 未満	< 9,117	< 9,563	< 9,802	11,954
				Ⓒ 150~200 m ² 未満	< 6,827	< 6,849	< 7,020	8,561
				Ⓓ 200~400 m ² 未満	< 5,158	< 5,538	< 5,677	6,923
6	物販店 (ドラッグストア)	物販	6041 ドラッグストア	Ⓐ 300 m ² 未満	< 2,579	< 3,838	< 3,934	4,797
				Ⓑ 300~600 m ² 未満	< 2,578	< 3,048	< 3,124	3,810
				Ⓒ 600~1,000 m ² 未満	< 2,216	< 2,721	< 2,790	3,402
				Ⓓ 1,000 m ² 以上	< 1,348	< 2,086	< 2,138	2,607

No.	業種区分	対象要件		事業所の延床面積	レンジ毎のエネルギー原単位 (MJ/m ²)			
		用途等	産業分類		A ⁺	A	B	平均値
					最上位	達成水準	nearly	
7	物販店 (総合スーパー)	物販	5621 総合スーパー	Ⓐ 1,500 m ² 未満	< 4,112	< 5,686	< 5,828	7,107
				Ⓑ 1,500~3,000 m ² 未満	< 3,135	< 4,251	< 4,358	5,314
				Ⓒ 3,000~6,000 m ² 未満	< 2,132	< 3,086	< 3,163	3,858
				Ⓓ 6,000~10,000 m ² 未満	< 1,116	< 2,169	< 2,224	2712
				Ⓔ 10,000 m ² 以上	< 697	< 1,407	< 1,443	1,759
8	物販店 (食料品スーパー)	物販	5811 食料品スーパー	Ⓐ 250 m ² 未満	< 8,607	< 9,031	< 9,257	11,289
				Ⓑ 250~1,000 m ² 未満	< 5,267	< 6,400	< 6,560	8,001
				Ⓒ 1,000~3,000 m ² 未満	< 4,019	< 4,501	< 4,613	5,626
				Ⓓ 3,000~6,000 m ² 未満	< 3,033	< 3,444	< 3,530	4,305
				Ⓔ 6,000~10,000 m ² 未満	< 2,022	< 2,179	< 2,233	2,723
				Ⓕ 10,000 m ² 以上	< 1,330	< 1,579	< 1,618	1,973
9	物販店 (持ち帰り 飲食サービス)	物販	7711 持ち帰り飲食サービス業	Ⓐ 80 m ² 未満	< 14,003	< 14,462	< 14,824	18,078
				Ⓑ 80~120 m ² 未満	< 10,147	< 10,924	< 11,197	13,655
				Ⓒ 120 m ² 以上	< 6,699	< 8,231	< 8,437	10,289
10	物販店 (配達飲食サービス)	物販	7721 配達飲食サービス業	100~150 m ² 未満	< 1,129	< 1,460	< 1,497	1,825
11	物販店 (男子服小売業)	物販	5721 男子服小売業	Ⓐ 1,000 m ² 未満	< 1,219	< 1,535	< 1,574	1,919
				Ⓑ 1,000~3,000 m ² 未満	< 934	< 1,272	< 1,304	1,590

No.	業種区分	対象要件		事業所の延床面積	レンジ毎のエネルギー原単位 (MJ/m ²)			
		用途等	産業分類		A [*]	A	B	平均値
					最上位	達成水準	near ly	
12	飲食店 (食堂・レストラン)	飲食	7611 食堂・レストラン	Ⓐ 100 m ² 未満	< 14,730	< 16,474	< 16,886	20,592
				Ⓑ 100~200 m ² 未満	< 9,430	< 10,708	< 10,975	13,384
				Ⓒ 200~400 m ² 未満	< 6,172	< 6,848	< 7,020	8,560
				Ⓓ 400 m ² 以上	< 2,043	< 4,274	< 4,380	5,342
13	飲食店 (酒場・ビヤホール)	飲食	7651 酒場・ビヤホール	Ⓐ 100 m ² 未満	< 5,141	< 8,329	< 8,537	10,412
				Ⓑ 100~300 m ² 未満	< 4,550	< 5,630	< 5,771	7,038
				Ⓒ 300 m ² 以上	< 3,414	< 4,579	< 4,693	5,723
14	飲食店 (ハンバーガー)	飲食	7691 ハンバーガー	Ⓐ 100 m ² 未満	< 10,318	< 11,953	< 12,252	14,942
				Ⓑ 100~200 m ² 未満	< 8,727	< 9,593	< 9,833	11,991
				Ⓒ 200~300 m ² 未満	< 6,911	< 7,449	< 7,636	9,312
				Ⓓ 300~500 m ² 未満	< 12,810	< 15,778	< 16,173	19,723
15	飲食店 (喫茶)	飲食	7671 喫茶店	Ⓐ 100 m ² 未満	< 4,748	< 6,662	< 6,828	8,327
				Ⓑ 100~300 m ² 未満	< 3,914	< 4,766	< 4,885	5,957
16	飲食店 (焼肉)	飲食	7625 焼肉店	400 m ² 未満	< 6,489	< 7,362	< 7,546	9,203
17	飲食店 (中華料理・ ラーメン)	飲食	7623 中華料理店 7624 ラーメン店	Ⓐ 100 m ² 未満	< 12,415	< 16,931	< 17,354	21,164
				Ⓑ 100~200 m ² 未満	< 8,184	< 11,330	< 11,613	14,163
				Ⓒ 200~400 m ² 未満	< 6,907	< 7,690	< 7,882	9,612
18	旅館・ホテル	その他	7511 旅館・ホテル		< 1,591	< 1,805	< 1,850	2,256

No.	業種区分	対象要件		事業所の延床面積	レンジ毎のエネルギー原単位(MJ/m ²)			
		用途等	産業分類		A ⁺	A	B	平均値
					最上位	達成水準	nearly	
19	学校(小・中・高)	その他	8121 小学校 8131 中学 8141 高校	㉠ 3,000 m ² 未満	< 316	< 385	< 395	482
				㉡ 3,000 m ² 以上	< 159	< 519	< 532	648
20	幼稚園	その他	8111 幼稚園	1,000 m ² 未満	< 213	< 330	< 339	413
21	保育所	その他	8531 保育所	㉠ 1,000 m ² 未満	< 892	< 1,084	< 1,111	1,355
				㉡ 1,000~6,000 m ² 未満	< 673	< 890	< 913	1113
22	フィットネス施設	その他	8048 フィットネスクラブ	㉠ 1,000 m ² 未満	< 1,515	< 2,133	< 2,186	2,666
				㉡ 1,000~6,000 m ² 未満	< 2,482	< 3,220	< 3,301	4,025
23	パチンコ店舗	その他	8064 パチンコホール	1,000 m ² 未満	< 3,775	< 4,668	< 4,785	5,835
24	カラオケボックス店舗	その他	8095 カラオケボックス業	100~2,000 m ² 未満	< 2,901	< 3,645	< 3,736	4,556
25	図書館	その他	8212 図書館	㉠ 1,000 m ² 未満	< 706	< 964	< 988	1,205
				㉡ 1,000 m ² 以上	< 762	< 1,365	< 1,399	1,707
26	区市町村庁舎等	その他	9821 市町村機関		< 782	< 982	< 1,006	1,227

(3) 2030年度の達成水準（再エネ利用）

事業者は、次の「ア 事業者の取組」又は「イ 事業所の取組」のどちらかを選択し、その内容を踏まえた上で自らの目標・計画を設定すること。

目標・計画の設定とは、2030 年度に達成する目標値（再エネ由来電気使用量の割合又は再エネ由来電気 100%使用の事業所の割合）を設定し、設定した目標値を達成するために、2025 年度から 2029 年度までの各年度ごとに計画値（再エネ由来電気使用量の割合又は再エネ由来電気 100%使用の事業所の割合）を設定することを言う。

ア 事業者の取組

再エネ利用における事業者の取組については、2030 年度の報告書を提出する全事業所の電気使用量の合計のうち、再エネ由来電気使用量の割合を 50%実現に取り組むものである。

目標は 2030 年度時点、計画期間は 2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までとし、2025（令和 7）年度実績から、計画の達成状況を報告する。なお、計画期間中の事業所の設置や廃止・移転が生じる場合は、目標や計画を再設定することができる。

都内の全事業所分

$$\frac{\text{再エネ電気}^{\ast}\text{使用量の合計}}{\text{電気使用量の合計}} \times 100 \geq 50\%$$

※ 再エネ電気の種類

- ・ 自家発電・自家消費（オンサイト）
- ・ 自己託送・コーポレート PPA（オフサイト）
- ・ 小売電気事業者からの購入
- ・ 再エネ由来証書の利用

イ 事業所の取組

再エネ利用における事業所の取組については、2030 年度の報告書を提出する全事業所のうち、再エネ由来電気 100%使用の事業所の割合 20%実現に取り組むものである。

事業者は、再エネ由来電気 100%使用とする事業所について自ら選択できる。

目標は 2030 年度時点、計画期間は 2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度までとし、2025（令和 7）年度実績から、計画の達成状況を報告する。

なお、計画期間中の事業所の設置や廃止・移転が生じる場合は、目標や計画を再設定することができる。

$$\frac{\text{再エネ電気}^{\ast} 100\% \text{の事業所数}}{\text{事業者が報告する事業所数}} \times 100 \geq 20\%$$

※ 再エネ電気の種類

- ・ 自家発電・自家消費（オンサイト）
- ・ 自己託送・コーポレート PPA（オフサイト）
- ・ 小売電気事業者からの購入
- ・ 再エネ由来証書の利用

(4) 再生可能エネルギー電気割合の考え方

事業者が、報告書で再エネ利用における事業者の取組については、再エネ電気割合の考え方は次のとおりである。

なお、算定に利用できる再エネ電気の種類は、自家発電・自家消費（オンサイト）、自己託送・コーポレート PPA（オフサイト）、小売電気事業者からの購入する電気に含まれる再エネ電気、再エネ由来証書の利用、の4つである。

再エネ由来証書については、都の大規模事業所等を対象とした「総量削減義務と排出量取引制度」との整合性の観点から、グリーン電力証書、FIT 非化石証書、非FIT 非化石証書(再エネ指定)を利用可能とする。

再エネ電気割合[%]

全事業所の再エネ電気使用量の合計
(A+B+D+E)

全事業所（事業者が報告する全ての都内事業所）の電気使用量の合計
(A+B+C)

× 100

- A：都内全事業所の再エネ電気の自家発電・自家消費量（オンサイト）[kWh]
 B：都内全事業所の再エネ電気の自己託送・コーポレート PPA による受入量（オフサイト）[kWh]
 C：全事業所の電気事業者から供給された電気量[kWh]
 D：各事業所の電気事業者から供給された電気量に占める再エネ電気の量の合計[kWh]（各事業所の電気事業者から供給された電気量[kWh]×契約している電気の再エネ率* [%]）
 E：再エネ指定の非化石証書における割当量及びグリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力証書における充当量[kWh]
- ※ 契約している電気の再エネ率は、都 HP に掲載された実績年度における「東京都エネルギー環境計画書制度 対象電気事業者一覧表」又は「東京都エネルギー環境計画書制度 メニュー別一覧表」に記載される値を使用すること。
 一覧表に記載がない場合は、再エネ率を「0ゼロ」として取り扱う。

図 3-4 再エネ電気割合の考え方

ア オンサイト再エネ発電設備

報告対象となる提出事業者が都内に設置した事業所で、表 3-16 に示す供給方法で供給された再エネの電気を利用している場合は、その電気の発電設備の「種類」、「定格出力」、「設置年」を報告すること。

なお、バイオマス燃料由来の証書については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。

表 3-16 オンサイト再エネ発電設備の種類

供給方法		内容
オンサイト再エネ	自家発電・発熱	事業所等の敷地内に設置した再エネ設備で発生させた電気であって、自営線を介して事業所等に供給されたもの
	オンサイト型 PPA	事業所等の敷地内に設置した第三者保有の再エネ設備で発生させた電気であって、自営線を介して事業所等に供給されたもの

報告可能な再エネは次の種類を想定している。

太陽光	
風力	
地熱	
水力	
バイオマス※ ¹	黒液
	木材
	木質廃材
	バイオエタノール
	バイオガス
	その他バイオマス
温泉熱	
雪氷熱	

※¹ バイオマスは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成 24 年経済産業省令第 46 号）第 5 条第 1 項第 11 号ハに規定される基準に適合しないものは、環境価値を保有していないものとして取り扱う。

※² 海水熱、河川水熱、地下水熱、地中熱、大気熱（ヒートポンプを除く。）は、使用量の報告は任意とし、使用した場合は、地球温暖化対策報告書にその内容を記載することが可能

イ オフサイト再エネ発電設備

報告対象となる提出事業者が都内に設置した事業所で、表 3-17 に示す供給方法で供給された再エネの電気を利用している場合は、その電気の発電設備の「種類」、「定格出力」、「設置年」を報告すること。

なお、バイオマス燃料由来の証書については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。

表 3-17 オフサイト再エネ発電設備の種類

供給方法		内容
オフサイト再エネ	自営線等	事業所等の敷地外に設置した再エネ設備で発生させた電気であって、自営線等を介して、事業所等に供給されたもの
	オフサイト型PPA	事業所等の敷地外に設置した第三者保有の再エネ設備で発生させた電気（特定の需要家に供給することを約束されたものに限る。）であって、直接事業所等に供給されたもの
	自己託送	再エネ設備を用いて発電した電気であって、自営線等とは別の搬送方法で、当該再生エネ設備を設置する者の別の場所にある事業所等に供給されたもの

ウ 小売電気事業者からの再エネ導入

報告対象となる提出事業者が都内に設置した事業所で、小売電気事業者が提供する再エネ電気プランを契約している場合は、報告すること。

小売電気事業者が提供する電気は火力、原子力、再エネ（太陽光、風力、水力等）、FIT 電気等で構成され、再エネ電気プランの中には、全て再エネ電源で発電した電気を供給するものや、火力等の化石燃料由来の電源で発電した電気に、非化石証書やグリーン電力証書等を付与して実質再エネにしているものがある。

エ 再エネ由来の証書

報告対象となる提出事業者が都内に設置した事業所で利用した、再エネ由来の証書の種類を記入すること。

記入できる証書は、表 3-18 に示す再エネ由来証書のみに限られる。

なお、バイオマス燃料由来の証書については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。

表 3-18 利用可能な再エネ由来の証書

供給方法	内容
グリーン電力・熱証書	グリーンエネルギー認証機関が認証したグリーン電力・熱証書で、再エネにより発電された電気・熱の環境価値に対して、第三者機関の認証を得て、グリーン電力・熱証書発行事業者が発行する証書
非化石証書	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ等非化石電源の「環境価値」を取引するために経済産業省 資源エネルギー庁が認証・発行する証書 制度に利用できる非化石証書は「FIT 非化石証書」と「非FIT 非化石証書（再エネ指定）」とする。 使用できる非化石証書は、報告年度6月の口座凍結時に非化石証書保有口座に所有する証書又は仲介事業者が発行する報告対象分の購入証書量の証明書（他者に販売した証書や、電気事業者・熱供給事業者が排出係数の調整に使用した証書は使用することができない。）

(5) 2030年度の達成水準と「先進的取組」

改正制度においては、従来の温暖化対策に加え、「先進的取組」の実施を促進する。

先進的取組とは、2030年よりも先の、2050年ゼロエミッションにつながる最新技術等を活用した、省エネ機器・設備やオンサイト・オフサイトにおける再エネ導入機器・設備等であり、本ガイドラインに定めるものとする。

2030年度実績において、2030年度の達成水準に到達していない場合においても、先進的取組の実施状況について、次の適用要件を満たす場合は、2030年度の達成水準に到達したとみなすものとする。

ア 達成水準における先進的取組の適用要件

2030年度実績において、事業者が報告する内容が次の要件を満たす場合は、2030年度の達成水準に到達したとみなす。

なお、要件における全事業所とは、2030年度実績に係る報告を行う全ての事業所とする（義務提出事業者が報告する年間の原油換算エネルギー使用量が30kL未満の事業所等を含む。）。

(7) 2030年度の達成水準（省エネ）について

事業者が「事業者の取組」を選択した場合においては、2030年度実績において「達成水準」が示す「エネルギー削減率」の90%に到達し、かつ、全事業所の過半数で省エネの「先進的取組」を実施していること。

事業者が「事業所の取組」を選択した場合においては、2030年度実績においてベンチマークが適合する事業所のエネルギー使用原単位が「達成水準」まで90%の取組レベル（レンジB）であり、かつ、当該事業所で省エネの「先進的取組」を実施している場合、当該事業所を達成水準に到達した事業所とみなす。

(イ) 2030年度の達成水準（再エネ利用）について

事業者が「事業者の取組」を選択した場合においては、2030年度実績において「達成水準」が示す「再エネ電気の利用割合」の90%（再エネ電気の利用割合が45%）に到達し、かつ、全事業所の過半数で再エネ利用の「先進的取組」を実施していること。

事業者が「事業所の取組」を選択した場合においては、2030年度実績において「達成水準」が示す「再エネ電気 100%利用割合」において再エネ電気 90%以上 100%未満の利用であり、かつ、当該事業所で再エネ利用の「先進的取組」を実施している場合、当該事業所を達成水準に到達した事業所とみなす。

イ 先進的取組

先進的組については、有識者の意見等を踏まえ、次のとおり都が設定する。
技術の進展や実用化の状況等に応じて、適宜、更新を行う。

表 3-19 先進的取組の一覧（省エネ）

	取組分野	取組名	設定年
1	① 高度なエネルギー・マネジメント・システム	ディマンド・レスポンスに対応したエネルギー・マネジメント設備の導入	2025 (R7)
2	② 建物外皮の省エネ性能の向上	高性能な建物外皮の導入	2025 (R7)
3		ブラインドの日射制御及びスケジュール制御の導入	2025 (R7)
4	③ 設備導入※ ¹ (熱源・熱搬送)	統合熱源制御システムの導入	2025 (R7)
5		中温冷水利用システムの導入	2025 (R7)
6	④ 先端技術を活用した高度な取組※ ² （特記事項として報告すること） 例) AI 活用による温冷感検知に基づく空調の最適制御の導入、 感染症対策に資する CO ₂ 濃度による外気量制御の導入 等		2025 (R7)
<p>※¹ 設備導入のうち、空調・換気及び照明については、原則、基本対策として先進的取組の対象外とする。 ただし、例えば、AI 活用による最適制御や感染症対策等に資する空調・換気システムについては、④の「先端技術を活用した高度な取組」に分類する。</p> <p>※² ①～③に定める取組以外の先端技術等を活用した省エネに資する設備導入とする。 なお、当該報告があった場合は、事業者の同意を得た上で、先進的取組の追加候補として、都によるヒアリングや現地調査等を実施する可能性がある。</p>			

表 3-20 先進的取組の一覧（再エネ利用）

	取組分野	取組名	設定年
1	① オンサイト再エネ発電	オンサイト発電設備の導入	2025 (R7)
2	② オフサイト再エネ発電	オフサイト発電設備の導入 (自営線方式、自己託送方式、 オフサイトコーポレート PPA 方式 (フィジカル又はバーチャル))	2025 (R7)
3		③ 電力最適化	ディマンド・レスポンスに対応した設備の導入
4	④ 先端技術を活用した高度な取組※ ¹ （特記事項として報告すること） 例) 駐車場の ZEV 充電設備の導入		2025 (R7)
<p>※¹ ①～③に定める取組以外の先端技術等を活用した再エネ利用に資する設備導入とする。 なお、当該報告があった場合は、事業者の同意を得た上で、先進的取組の追加候補として、都によるヒアリングや現地調査等を実施する可能性がある。</p>			

第4章 報告内容の公表

1 事業者による公表

(1) 公表の義務

義務提出事業者については、条例第8条の24第1項及び規則第5条の20により、報告書を提出した後、遅滞なく、都が定める項目について自ら公表することを義務付けられている。

義務提出事業者の公表義務の対象となるのは、年間の原油換算エネルギー使用量が30kL以上の事業所であり、義務提出事業者以外の事業者の公表は任意である。

表4-1 事業所のエネルギー使用量と報告・公表義務

		事業者の区分	
		義務提出事業者 (年間原油換算エネルギー使用量 合計が3,000kL以上)	任意提出事業者 (年間原油換算エネルギー使用量 合計が3,000kL未満)
事業所等の 区分	30kL未満	報告・公表は任意	報告・公表は任意
	30kL以上 1,500kL未満	報告・公表は義務	報告・公表は任意

(2) 公表項目

義務提出事業者が公表しなければならない項目は、条例第8条の24第1項、規則第5条の20第1項及び指針第2編第1の3「(2) 報告・公表・評価の拡充」により定められている。

事業者は、報告した内容について、報告書を提出した後、遅滞なく定められた内容を公表しなければならない。なお、定められた項目以外の項目の公表を行うことを妨げない(具体的な公表項目については表4-2、表4-3を参照)。

(3) 非公表にできる場合

義務提出事業者が公表しなければならない報告項目は、規則及び指針により定められている。

一方、規則第5条の20第1項に定める次の事項に該当すると知事が認めた場合には、一部内容を非公表にできる。

一部非公表の対応例としては、事業所の名称について仮称での公表や事業所の所在地について区市町村名までの公表にとどめることができる。

義務提出事業者は、自らが公表する内容について、次の事項に該当する可能性がある場合には、その理由を記した書面を提出し、都と個別に協議すること。

- | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・ 経営に関する事項・ 事業者の競争上の地位若しくは事業運営上の地位が損なわれる事項・ その他社会的な地位が損なわれる事項・ 保安上重大な影響を与える事項 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(4) 公表期間

規則第5条の20第2項により、義務提出事業者は、公表について、原則、報告書を提出した日の属する年度の翌年度から起算して3か年度が終了する日まで行う。

ただし、知事が特に認めた場合は、これによらない。

(5) 公表方法

規則第5条の20第3項により、義務提出事業者は、公表に当たっては、インターネットの利用、環境報告書への記載や、これらの都内事務所における備え置き又は掲示を行う等、一般の方が閲覧できるよう、場所や公表時間等に配慮すること。

2 知事による公表

(1) 知事による公表

知事は、条例第8条の24第2項及び規則第5条の21により、報告書の提出があったときは、その内容を公表する。報告書の提出義務の有無にかかわらず、提出された報告書の内容の一部について原則、一律に公表する。

(2) 公表項目

知事による公表項目は、規則及び指針により定められている（具体的な公表項目については表4-2、表4-3を参照）。

なお、知事による公表については、指針第2編第1の3「(2) 報告・公表・評価の拡充」により、都内事業所における取組状況を第三者にも分かりやすく利便性を高めて情報提供を行うため、公表内容の一部を除き、オープンデータ化を行う。

(3) 非公表にできる場合

知事による公表については、規則第5条の21第1項に定める次の事項に該当すると知事が認めた場合には、一部内容を非公表にできる。

一部非公表の対応例としては、事業所の名称について仮称での公表や、事業所の所在地について区市町村名までの公表にとどめることができる。

報告書を提出した事業者は、知事が公表する内容について、次の事項に該当する可能性がある場合には、その理由を記した書面を提出し、都と個別に協議すること。

- ・ 経営に関する事項
- ・ 事業者の競争上の地位若しくは事業運営上の地位が損なわれる事項
- ・ その他社会的な地位が損なわれる事項
- ・ 保安上重大な影響を与える事項

(4) 公表方法

規則第5条の21第2項により、知事による公表方法は、インターネットの利用による公表及び知事が別に定める日及び時間における東京都環境局での閲覧とする。

表 4-2 事業者情報の公表について

報告項目（事業者情報） ◎：公表 ○：事業者の任意で公表（推奨）			事業者による公表	都による公表
事業者の情報	1	事業者氏名（法人は、名称及び代表者の氏名）	◎	◎
	2	事業者所在地（区市町村まで）		◎
	3	事業者番号	◎	◎
	4	報告書を作成した事業所（以下「全事業所」という。）の数	◎	◎
エネルギー 使用量等	5	全事業所の原油換算エネルギー使用量の合計		
	6	全事業所のエネルギー使用量の合計		
	7	全事業所の燃料等の使用に伴う二酸化炭素排出量の合計	◎	◎
	8	Scope 別の二酸化炭素の排出量 【任意の報告項目】	○	◎
再エネ電気 の使用状況	9	全事業所のオンサイト再エネ電気の自家消費量の合計	○	
	10	全事業所のオフサイト再エネ電気の使用量の合計	○	
	11	全事業所の小売電気事業者から購入した再エネ電気使用量の合計	○	
	12	全事業所の再エネ由来証書の環境価値の充当量の合計	○	
	13	全事業所の再エネ電気の使用量の合計	○	
	14	全事業所の電気使用量に占める再エネ電気の使用割合	◎	◎
	15	全事業所における再エネ 100%電気を使用する事業所の割合	◎	◎
省エネ 取組状況	16	省エネルギー対策に係る 2030 年度の目標	◎	◎
	17	省エネルギー対策に係る 2030 年度までの計画	◎	◎
	18	省エネルギー対策に係る 2030 年度に向けた取組状況	◎	◎
	19	省エネルギー対策に係る特記事項	◎	◎
再エネ 取組状況	20	再エネ利用（再エネ電気使用）に係る 2030 年度の目標	◎	◎
	21	再エネ利用（再エネ電気使用）に係る 2030 年度までの計画	◎	◎
	22	再エネ利用（再エネ電気使用）に係る 2030 年度に向けた取組状況	◎	◎
	23	再エネ利用（再エネ電気使用）に係る特記事項	◎	◎
取組 体制等	24	取組方針		◎
	25	組織体制の整備の状況	◎	◎
	26	二酸化炭素の排出削減の目標等 【任意の報告項目】	○	◎
	27	2030 年度の達成水準と先進的取組		◎

表4-3 事業所情報の公表について

報告項目（事業所情報）		事業者による公表	都による公表
◎：公表 ○：事業者の任意で公表（推奨） △：小売電気事業者との再エネ電気契約の有無のみを公表			
事業所等の情報	1 事業所の名称	◎	◎
	2 事業所の所在地	◎	◎
	3 事業所の延床面積	◎	◎
	4 実績年度における事業所のエネルギーの使用期間として1年度又は1年度未満の別		
	5 事業所のある建物の築年	◎	◎
	6 事業所の省エネルギー改修年度 【任意の報告項目】	○	◎
	7 所有形態（所有権の有無）		
	8 報告範囲		
	9 事業所の主たる用途		◎
	10 産業分類		◎
	11 連鎖化事業区分 （連鎖化事業該当の有無及び該当時の直営店又は加盟店の区別）		
エネルギー使用等の状況	12 原油換算エネルギー使用量		
	13 エネルギー使用量		
	14 延床面積当たりのエネルギー使用量	◎	◎
	15 延床面積当たりのエネルギー使用量のベンチマークによる評価 【ベンチマーク適合事業所のみ】	○	◎
	16 燃料、熱、電気の使用量		
	17 燃料、熱、電気の二酸化炭素排出係数		
	18 燃料、熱、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量	◎	◎
	19 延床面積当たりの燃料、熱、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量	◎	◎
20 延床面積当たりの二酸化炭素排出量のベンチマークによる評価 【ベンチマーク適合事業所のみ】	○	◎	
再エネ電気の使用状況	21 オンサイト再エネ発電設備の種類・定格出力・設置年	◎	◎
	22 オンサイト再エネ電気の自家消費量	○	
	23 オフサイト再エネ発電設備の種類・定格出力・設置年	◎	◎
	24 オフサイト再エネ発電設備の設置場所（市町村郡まで）	○	
	25 オフサイト再エネ電気の使用量	○	
	26 小売電気事業者の再エネ電気メニューの種類	○	△
	27 小売電気事業者からの購入した再エネ電気使用量		
	28 再エネ由来証書の種類	◎	◎
	29 再エネ由来証書の環境価値の充当量	○	
	30 電気使用量に占める再エネ電気の割合	◎	◎
	31 再エネ利用割合の指標による評価	○	◎
上下水道等	32 水道及び工業用水道の使用量並びに公共下水道への排水量		
	33 水道及び工業用水道の使用並びに公共下水道への排水に伴って排出される二酸化炭素の量	◎	◎
温暖化対策等	34 地球温暖化対策（省エネ対策及びエネルギーの使用状況の把握）		◎
	35 先進的取組の実施状況	○	◎

第5章 都による立入調査・指導・助言等

1 都による立入調査

都は、報告書の内容を調査する必要性が生じた場合には、条例第 153 条の規定により、報告書を提出した事業者の事業所等に対して立入調査を行うことができる。

【参考】都民の健康と安全を確保する環境に関する条例

第 153 条 知事は、第 5 条の 6 第 1 項、第 8 条の 2 第 1 項、第 8 条の 3、第 8 条の 4 第 1 項、第 8 条の 25、第 9 条第 1 項及び第 2 項並びに第 156 条第 1 項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、温室効果ガス排出事業者の同意を得て、その事業所、事務所、営業所その他の場所に立ち入り、地球温暖化の対策の実施状況について調査させることができる。

2 都による指導・助言・勧告

(1) 都による指導・助言

知事は、報告書を提出した事業者に対し、温室効果ガス排出量の適正な把握、地球温暖化の対策の適切な実施及び報告書の適正な作成、公表等について、必要に応じて指導・助言を行う。

(2) 都による勧告

義務提出事業者が報告書の提出をしなかったときには、知事は、当該事業者に対し、期限を定めてその期間内に提出することを勧告することができる。

また、報告書提出事業者が、技術的かつ経済的に実施可能な対策を実施しない場合や、報告書の適正な作成又は公表を行わない場合等、地球温暖化の対策の推進が著しく不十分であり、かつ、前述の指導を受けたにもかかわらず正当な理由なくこれに従わないときは、知事は、専門的知識を有する者の意見を聴いて、当該事業者等に対し必要な措置を実施するよう勧告することができる。

第6章 用語定義集等

■ 用語定義集

用語	定義
エネルギー・ベンチマーク	地球温暖化対策報告書の2018年度実績データに基づき、都が作成したエネルギー使用原単位（MJ/㎡）の基準を指す。 ベンチマークは、7段階にレンジを設定し、業種区分ごとにベンチマーク実績値を算出している。
オフサイト型PPA	事業所の敷地外に設置した第三者保有の再エネ設備で発生させた電気（特定の需要家に供給することを約束されたものに限る）であって、直接事業所に供給されたものを指す。
オフサイト再エネ	事業所範囲の外に設置された再エネ設備を指す。
オンサイト型PPA	事業所の敷地内に設置した第三者保有の再エネ設備で発生させた電気（特定の需要家に供給することを約束されたものに限る）であって、直接事業所に供給されたものを指す。
オンサイト再エネ	事業所範囲に設置された再エネ設備を指す。
温室効果ガス	二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化いおう(SF ₆)、及び三ふっ化窒素(NF ₃)を指す。
カーボンレポート	都がホームページから作成する、オフィス、テナントビルにおける低炭素ベンチマークや温暖化対策の実施状況が示されたレポートを指す。
環境価値	特定温室効果ガスの排出削減の事実及び当該削減による地球温暖化対策に貢献する価値を指す。
基準年表	都が作成する、2030年度の達成水準（省エネ）における事業者の取組を評価する際に使用する、年度ごとのエネルギー使用の目標削減率を示した表を指す。
規則	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）を指す。
義務提出事業者	条例第8条の23第1項により、都内に設置する複数の中小規模事業所を合算したエネルギー使用量が原油換算で年間3,000kL以上であり、地球温暖化対策報告書の提出義務がある事業者を指す。
グリーン電力証書	再エネによって発電された電力の電気以外の価値を「グリーン電力証書」という形で具体化し認証機関により認証を受けたものを指す。
グリーン熱証書	再エネによって製造された熱の熱以外の価値を「グリーン熱証書」という形で具体化し認証機関により認証を受けたものを指す。

用語	定義
原油換算エネルギー 使用量	事務所で使用されているエネルギー量に、発熱量と原油換算係数を乗じて算定する量を指す。異なるエネルギー種の使用実績を比較する際に、同一の単位に揃えることで比較しやすくしたもの。
購買伝票等	2者間の取引又は第三者等への証明に用いられる書面等（領収書、請求書、納品書等）及び電磁的記録を指す。
コーポレート PPA	発電事業者から自然エネルギーの電力を長期（通常 10～25 年）に購入する契約を指す。
再エネ	再生可能エネルギー（バイオマス（動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（化石燃料等を除く。）をいう。）を熱源とする熱、水力、地熱その他化石燃料等を熱源とする熱以外のエネルギー（原子力を除く。））を指す。
再エネ由来の証書	再エネ電源又は熱製造設備が保有する環境価値を証書化したものを指す。
作成ツール	「報告書作成ツール」の略称。より簡便に報告書を作成・提出できる Excel 版の電子ファイルを指す。
自己託送	一般送配電事業者が保有する送配電ネットワークを使用して、工場等に自家発電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、別の場所にある当該需要家や当該需要家と密接な関係性を有する者の工場等の需要地に送電する制度を指す。
指針	東京都地球温暖化対策指針（平成 21 年東京都告示第 989 号）を指す。
実績年度	提出年度の前年度を指す。 報告書には提出年度の前年度の実績を記入して提出する。
指定相当地球温暖化 対策事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500 kL 以上となった事業所のうち、中小企業等が二分の一以上所有するものを指す。
指定地球温暖化対策 事業所	燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計 1,500kL 以上となった事業所（中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）を指す。
省エネ	エネルギーの効率的利用を指す。
条例	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）を指す。
その他ガス	特定温室効果ガス以外の温室効果ガスを指す。 具体的には、非エネルギー起源二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化いおう(SF ₆)、及び三ふっ化窒素(NF ₃)を指す。
大規模事業所	都内の原油換算エネルギー使用量が 1,500kL/年以上の事業所等を指す。
達成水準	「2030 カーボンハーフ」を踏まえて都が設定する事業者等が到達すべき省エネ及び再エネ利用の水準を指す。

用語	定義
中小規模事業所	都内の原油換算エネルギー使用量が1,500kL/年未満の事業所を指す。
中小クレジット	総量削減義務と排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード制度）で排出量取引に使用される都内中小クレジットを指す。 都内中小クレジットは、都内の中小規模事業所が、中小規模事業所のエネルギー削減目標となる2030年度の達成水準以上に削減したエネルギー使用量をクレジット化したものを指す。
提出年度	当該報告書を提出すべき年度を指す。
低炭素ベンチマーク	地球温暖化対策報告書の2012年度実績データに基づき、都が作成した、年間の延床面積当たりのCO ₂ 排出量（kg-CO ₂ /年・㎡）の平均値の基準を指す。 ベンチマークは、15段階にレンジを設定し、業種区分ごとにベンチマーク実績値を算出している。
特定地球温暖化対策事業所	3年度（年度の途中から使用開始された年度を除く。）連続して、燃料、熱、電気の使用量が原油換算で年間合計1,500kL以上となった事業所（中小企業等が二分の一以上所有するものを除く。）を指す。
特定テナント等事業所等	大規模事業所等内のテナントで、かつ次の条件のいずれかに合致する事業所等を指す。 ① 毎年度3月末時点において、床面積5,000㎡以上を使用している事業所等 ② 前年度の電気の使用量が600万kWh以上の事業所等
排出係数	電気や熱等のエネルギー生産・利用当たりの温室効果ガス排出量を示した数字を指す。
非化石証書	エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則（平成22年経済産業省令第43号）第4条第1項第2号に規定する非化石証書（エネルギー源の環境適合利用に由来する電気の非化石電源としての価値を取引可能にするための、当該価値を有することを証するもの）を指す。
非FIT非化石証書	固定価格買取制度（FIT）の適用を受けない再エネ電源又は再エネ以外の非化石エネルギー電源の環境価値を証書化したものを指す。 非FIT非化石証書には、再エネ指定ありと再エネ指定なしが存在する。
FIT非化石証書	固定価格買取制度（FIT）の対象となる再エネ電源の環境価値を証書化したものを指す。
ライフサイクルGHG	原料生産から最終的な燃料利用に至るまでの温室効果ガス排出量の総量を指す。

用語	定義
連鎖化事業	定型的な約款に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業を指す。

■ 制度に関するQ & A

Q 1

事業所における地球温暖化対策報告書（以下「報告書」という。）の提出者は、誰になりますか。

A 1

事業所における報告書の作成主体には、事業所の所有者であるオーナー及び使用者が該当します。

テナントビルを例にとると、報告書の作成主体には、ビルの所有者及び使用者であるテナント等が該当します。

この場合、所有者については、当該ビル全体（1棟分）の報告書を作成して提出、テナント等については、賃借等により占有している面積の範囲の報告書を作成して提出することになります。

Q 2

テナントビルの所有者が、ビル一棟全てを使用者に賃貸している（一棟貸し）場合、所有者からの報告書の提出は不要ですか。

A 2

テナントビルの所有者が、ビル一棟全てを使用者に賃貸している場合であっても、所有者は報告書を提出する必要があります。

Q 3

テナントビルにおいて、転貸者は報告書の提出主体となりますか。

A 3

所有者とエンドユーザーであるテナント等との間に転貸者がいる場合には、転貸者も使用者として提出主体となります。

Q 4

連結決算対象の子会社等のグループ会社は、どのような単位で届け出る必要がありますか。

A 4

子会社等のグループ会社であっても、法人単位で報告書を提出してください。

Q 5 地球温暖化対策報告書制度（以下「本制度」という。）では、テナントも報告書の提出対象となると思いますが、「消化仕入れ契約」や「業務委託契約」により事業を運営している事業者は、当該契約により使用している部分について報告書の提出が必要ですか。

A 5 賃貸借契約において借り受けた区画については、賃借事業者の報告書提出対象事業所に該当します。

また、賃貸借契約の有無にかかわらず、一定の区画を使用して事業を行う場合であって、かつ、その区画の使用者が対外的に自己の名（商号・屋号等）を掲げて事業を営む場合には、その使用者の報告書提出対象事業所に該当します。

Q 6 自社では不動産を所有せず、全ての事業所を所有者である資産管理会社から賃借している場合は、報告書は資産管理会社のみが作成すればよいですか。

A 6 各事業所は、所有者である資産管理会社及び使用者である賃借事業者の両者の報告書提出対象事業所に該当します。

したがって、所有者である資産管理会社及び使用者である賃借事業者の両者から、それぞれ報告書を提出いただくことになります。

Q 7 店舗と住居の複合用途の物件である場合、共用部のエネルギー使用量等については、所有者の報告範囲に含まれますか。

A 7 住居の用途に供する部分については、報告の対象外となりますが、店舗のために専用に設けられている共用部分がある場合には、所有者はその共用部分も含めた範囲が報告対象となります。

Q 8 既に地球温暖化対策計画書制度で報告している事業所は、本制度で重複して報告する必要がありますか。

A 8 年間の原油換算エネルギー使用量が、1,500kL 以上の大規模事業所は、地球温暖化対策計画書制度の対象となりますので、本制度に重複して報告する必要はありません。

本制度では、「指定地球温暖化対策事業所」及び「特定テナント等事業所」に該当する事業所等を除いた、都内に設置する全ての中小規模事業所（年間の原油換算エネルギー使用量が30kL以上1,500kL未満）が合算の対象となります。

そのため、指定地球温暖化対策事業所内の特定テナント等事業所以外の中小規模のテナント等は、本制度の対象となります。

Q 9

大規模事業所と中小規模事業所を所有する事業者の場合、地球温暖化対策計画書も提出し、報告書も提出するということがありますか。

A 9

地球温暖化対策計画書制度と本制度に該当する事業所等を所有又は使用する事業者の場合は、それぞれの制度への提出が必要となります。

Q 10

本制度においても、大規模事業所の地球温暖化対策計画書制度同様に、物件毎に届出者の選択が可能ですか。

A 10

本制度は、地球温暖化対策計画書制度と異なり、提出事業者の選択はできません。事業所を所有又は使用している者が複数いる場合には、当該事業所は、それぞれの事業者の報告書提出対象事業所に該当します。

Q 11

信託物件における報告書の提出者は、誰になりますか。

A 11

信託物件であっても、事業所等の所有者及び使用者が報告書の提出主体となります。

信託物件における所有者は、登記上の所有者（信託銀行等）になります。

テナントビル同様、転貸者及びエンドユーザーであるテナント等も提出主体になりますが、信託物件の管理運用や指図の権限の委託を受けた事業者については、本制度における使用者には該当しません。

Q12

2030年度の達成水準（省エネ）で「ア 事業者の取組」を選択した場合、基準年度の選択は計画期間途中でも変更可能ですか。

A12

基準年度は選択しなおすことができますので、必要に応じて基準年度を変更してください。

また、取組自体を、「ア 事業者の取組」から「イ 事業所の取組」へ変更することもできます。

Q13

2030年度の達成水準（省エネ）で「ア 事業者の取組」を選択した場合、過去のエネルギー使用量を基準年度とする場合、エネルギー使用量の根拠は必要ですか。

A13

基準年度を選択する場合、記入するエネルギー使用量の根拠資料は都へ提出する必要はありません。

事業者内で管理している数値がある場合は、そちらの数値を使用しても問題ありませんが、過去に報告書を提出されている場合は、その報告数値を使用してください。

■ 地球温暖化対策メニュー（参考一覧）

地球温暖化対策メニューの参考一覧では、対策メニューを「重点対策（レベル1）」、「重点対策（レベル2）」、「重点対策（レベル3）」の3区分に分けて示している。

「重点対策」とは、中小規模事業所における地球温暖化対策の中でも、比較的取組が容易で、かつ確実な実施が望まれる対策となっている。

初めて対策を実施する場合は、原則として「重点対策（レベル1）」から取り組み、その後、「重点対策（レベル2）」、「重点対策（レベル3）」へと継続的に対策を実施することで、取組のレベルアップを図ることが期待できる。

なお、業種によって同じ対策でもレベルが異なる場合がある（詳細は、都が提供する作成ツールを参照）。

■ 重点対策（レベル1）

No.	対策名	No.	対策名
1	地球温暖化対策の方針等の設定	32	フロア共用部の温度の把握・設定
2	温暖化対策推進担当の配置	33	共用部のフロアごとの空調の管理
3	具体的な取組目標と内容の設定	34	中央熱源機器等の季節設定実施
4	全従業員に温暖化対策情報の提供	35	受電力率の把握・記録
5	取組状況の点検体制の構築	36	電力効率（PUE）等の把握
6	各店舗の排出量整理・分析・提供	37	ラック内の適正な機器配置
7	温暖化対策への協力依頼	38	サーバールームの温度監視
8	テナントにエネルギー使用量提供	39	エアフローの把握と調整
9	ビル所有者の対策や要請に協力	40	採光を利用した消灯の実施
10	自ら入手可能な情報に基づく把握	41	4S（整理・整頓等）の実施
11	関連他者からの情報を加えて把握	42	装置停止時の補機の停止
12	エネルギー使用量の前年度比較	43	運転方法ルール化と不使用時停止
13	空室・不在時等のこまめな消灯	44	不要系統への蒸気供給の停止
14	冷暖房温度を都の推奨値へ変更	45	炉等の温度・圧力の管理
15	空室・不在時等の空調停止	46	生産設備電流電圧の日常的な記録
16	事務用機器を省エネモードに設定	47	空気系統のエア漏れ確認
17	営業前後の客室不要照明の停止	48	温湿度の適正管理
18	営業前後の客室不要空調の停止	49	コンプレッサ吐出圧力の適正化
19	加熱時間表示等による無駄の抑制	50	ランプ等の定期的な清掃・交換
20	水栓器具近傍に節水表示	51	中央熱源機器等の定期点検の実施
21	冷凍冷蔵庫の適正温度表示・設定	52	空調フィルターの清掃・点検
22	個室等不使用箇所のこまめな消灯	53	ボイラ等の定期点検の実施
23	利用状況に応じた空調の設定変更	54	動力伝達部の定期的な点検
24	季節に応じた温度設定の見直し	55	空気系統のエア漏れ補修
25	水道メータ等で漏水の有無の点検	56	蒸気系統の蒸気漏れ補修
26	余熱利用による早めの空調停止	57	高効率照明ランプの採用（屋内）
27	営業前後の売り場不要照明の停止	58	高効率照明器具の採用（屋内）
28	ショーケースナイトカバーの使用	59	高効率パッケージの採用
29	冷気吹出し・吸込口の陳列物整理	60	トップランナー機器の採用
30	バックヤードのこまめな消灯	61	ボイラ等の配管系統の保温の実施
31	共用部照明のフロアごとの管理		

■ 重点対策（レベル2）

No.	対策名	No.	対策名
1	取組内容や点検体制の定期的改善	26	ショーケース除霜装置冬期等調整
2	組織横断的な推進体制の整備	27	外灯等の点灯時間の季節別管理
3	温暖化対策優良事例の情報収集	28	スポット照明の照射位置調整
4	優良事例の店舗間共有体制の構築	29	自動販売機の休日・夜間照明停止
5	テナントへの温暖化対策協力依頼	30	屋内駐車場換気の不要時間の停止
6	ビルで設置する推進体制への協力	31	冷却効率を考慮した配線の実施
7	時間的に詳細に把握	32	機器ごとの電力消費量の監視
8	過去のデータによる傾向の把握	33	熱だまりの把握と局所的な冷却
9	主要設備の使用状況の把握	34	整流板等による気流の制御
10	昼休み時の消灯の実施	35	床下ケーブル整理による気流改善
11	中間期における外気冷房の実施	36	効率の良い機器を優先的に使用
12	事務用機器を業務終了時に停止	37	暖機運転時間の短縮
13	営業前後の厨房換気の不要時停止	38	蒸気圧力の適正化
14	温度計等による室温の把握と調整	39	炉壁放熱量の把握
15	冷凍冷蔵庫内の収納物品位置表示	40	工程や作業用途に応じた風量管理
16	看板照明点灯時間の季節別管理	41	操業状態に応じた運転・停止
17	利用客数別燃料使用量の把握	42	作業順序に適した機器の配置
18	利用客数別水道使用量の把握	43	コンプレッサ運転台数の適正化
19	不使用室の空調停止	44	燃料使用量等の日常的な記録
20	客室清掃時の空調停止	45	ポンプの送水圧等の把握
21	過度な換気風量の適正化	46	換気フィルターの清掃・点検
22	蒸気の漏れ・保温の管理	47	ボイラ等の空気比の調整
23	利用客数の時間帯別把握	48	空調の冷温水配管の保温の実施
24	進入外気に伴う空調負荷の低減	49	蒸気バルブ等の断熱強化
25	営業開始に合わせた加熱器具使用	50	進相コンデンサ等による力率改善

■ 重点対策（レベル3）

No.	対策名	No.	対策名
1	本社等による支店の支援	22	階段照明の管理手法の検討・実施
2	排出状況の整理・分析・提供	23	自動販売機の不要時の停止
3	外部専門家への相談依頼の実施	24	エレベータ運転台数の制限
4	推進担当者の知識向上・内部還元	25	ラック内高温・低温空間の分離
5	所内で温暖化対策情報の提供	26	不要な機器の電源オフ
6	スーパーバイザーによる点検実施	27	サーバ室内高温・低温空間の分離
7	優良店舗の認定制度の導入	28	解析ソフト等による熱気流把握
8	ビル全体の推進体制の整備	29	負荷に応じた空調機運転台数制御
9	ビルへの温暖化対策提案の実施	30	効率的な台数での生産設備の運転
10	設備ごとに詳細に把握	31	加熱工程の把握と改善
11	エネルギー等情報の対策への活用	32	炉等の空気比の適正化
12	日本工業規格に準じた照度の設定	33	炉等の開口部の熱損失の低減
13	季節に応じた外気導入量の適正化	34	生産ラインの見直し・集約化
14	冷凍機等の出入口温度把握と調整	35	換気風量の適正化
15	事務用機器の台数見直し・集約化	36	循環風量の適正化
16	客室の換気風量の適正化	37	外気量の適正化
17	給湯設定と使用場所の温度差把握	38	機器特性把握と仕様のリスト化
18	効率的な台数でのボイラ等の運転	39	ポンプの送水圧力・流量の適正化
19	ポンプ・ファンの流量、圧力調整	40	駐車場CO等濃度制御の導入
20	客室・共用部外調機の温度設定	41	局所空調の導入
21	冷凍機の管理・運転適正化	42	インバータ制御の導入